

平成28年9月13日開会

平成28年9月27日閉会

(定例第3回)

# 田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

# 目 次

第1号（9月13日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局出席職員者職氏名	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
一般質問	5
5番 西本 篤史議員	5
3番 松田 規久夫議員	10
2番 藤山 巖議員	15
4番 清神 清議員	26
11番 瀬石 公夫議員	33
1番 國永美恵子議員	38
議案第40号	49
議案第41号	49
議案第42号	49
議案第43号	50
議案第44号	50
議案第45号	50
決算審査特別委員会の設置	54
散 会	55
署 名	56

第2号（9月27日）

議事日程	5 7
本日の会議に付した事件	5 7
出席議員	5 8
欠席議員	5 8
事務局出席職員職氏名	5 8
説明のため出席した者の職氏名	5 9
開 会	5 9
会議録署名議員の指名	5 9
議案第40号	5 9
議案第41号	5 9
議案第42号	5 9
議案第43号	5 9
議案第44号	5 9
議案第45号	5 9
田布施町庁舎問題等調査研究特別委員会中間報告	6 1
議案第46号	6 1
議案第47号	6 1
閉会中の継続審査（付託事件）について	6 3
閉会中の継続調査（特定事件）について	6 3
議員派遣について	6 3
閉 会	6 4
署 名	6 5

田布施町告示第41号

平成28年第3回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成28年8月30日

田布施町長 長信 正治

1 期 日 平成28年9月13日

2 場 所 田布施町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

國永美恵子議員

松田規久夫議員

西本 篤史議員

谷村 善彦議員

木本 睦博議員

石田 修一議員

藤山 巖議員

清神 清議員

畠中 孝議員

河内 賀寿議員

瀬石 公夫議員

林山 健二議員

---

○9月27日に応招した議員

なし

---

○応招しなかった議員

高川 喜彦議員

---

議事日程(第1号)

平成28年9月13日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
    例月出納検査の報告  
    報告第5号  
        平成27年度基金運用状況の報告について  
    報告第6号  
        平成27年度決算に係る健全化判断比率の報告について  
    報告第7号  
        平成27年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について  
    各常任委員会の調査報告  
日程第4 一般質問  
日程第5 議案第40号  
    平成27年度田布施町歳入歳出決算の認定について  
日程第6 議案第41号  
    平成28年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について  
日程第7 議案第42号  
    平成28年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
日程第8 議案第43号  
    平成28年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について  
日程第9 議案第44号  
    平成28年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
日程第10 議案第45号  
    田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
    例月出納検査の報告  
    報告第5号  
        平成27年度基金運用状況の報告について  
    報告第6号

平成27年度決算に係る健全化判断比率の報告について  
報告第7号

平成27年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について  
各常任委員会の調査報告

日程第4 一般質問

日程第5 議案第40号

平成27年度田布施町歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第41号

平成28年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定について

日程第7 議案第42号

平成28年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について

日程第8 議案第43号

平成28年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について

日程第9 議案第44号

平成28年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について

日程第10 議案第45号

田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

---

出席議員（12名）

1番	國永美恵子議員	2番	藤山 巖議員
3番	松田規久夫議員	4番	清神 清議員
5番	西本 篤史議員	6番	畠中 孝議員
7番	谷村 善彦議員	8番	河内 賀寿議員
10番	木本 睦博議員	11番	瀬石 公夫議員
12番	石田 修一議員	13番	林山 健二議員

---

欠席議員

9番 高川 喜彦議員

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 哲夫君	書記	松原 唯行君
書記	林 大佑君	書記	岩本 周平君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	東 浩二君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務企画課長	亀田 典志君
税務課長	堀川 誠君	経済課長	向山 智章君
建設課長	鳥上 清史君	建設課技幹	田中 和彦君
町民福祉課長	川添 俊樹君	町民福祉課主幹	向山 幸和君
健康保険課長	吉村 明夫君	会計室長	大島 克己君
学校教育課長	本城 嘉也君	社会教育課長	中田 正美君
社会教育課長同格	中村 和宏君	選挙管理委員長	岩本 宏司君
選挙管理委員会事務局長	堀 昌子君	代表監査委員	常見 京平君

午前9時00分開会

(ベル)

- 議長（林山 健二議員） ただいまから平成28年第3回田布施町議会定例会を開会します。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の会議日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

- 議長（林山 健二議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、松田規久夫議員、清神清議員を指名します。

**日程第2. 会期の決定**

- 議長（林山 健二議員） 日程第2、会期の決定を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は9月27日までの15日間に決定しました。

**日程第3. 諸般の報告**

- 議長（林山 健二議員） 日程第3、諸般の報告を行います。  
本日は、例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。  
例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。
- 代表監査委員（常見 京平君） 藤山議員と私の2名の監査委員で実施いたしました例月出納検査の結果について御報告申し上げます。  
平成28年6月、7月及び8月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。  
現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしま

した結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、ここに御報告申し上げます。  
以上であります。

○議長（林山 健二議員） 次に、報告第5号平成27年度基金運用状況の報告についてから報告第7号平成27年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告についてまでの3件について報告を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、3件の報告事項について、その概要を御説明申し上げます。

まず、報告第5号は、平成27年度基金運用状況についてであります。

これは、特定目的のため定額資金運用基金である奨学基金及び土地開発基金の運用等について、監査委員の審査を受け、地方自治法第241条第5項の規定により、その意見を付けて、状況を報告するものであります。

奨学基金は、基金の貸付・償還状況に係るものであり、詳細はお手元に配付した平成27年度基金運用状況報告の田布施町奨学基金のとおりであります。平成28年3月末における貸付者は2名であります。

土地開発基金につきましては、基金による土地の取得に伴う土地と現金収支の状況であります。平成27年度の変動は、田布施中学校用地として先行取得した土地の購入であります。

次に、報告第6号平成27年度決算に係る健全化判断比率について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した財政指標につきましては、監査委員による審査と議会への報告が義務づけられており、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、本町の会計のうち赤字または資金不足となる会計がないことから、昨年度に引き続き赤字比率は生じておりません。

実質公債費比率は13.6%で、平成26年度決算数値の14.2%に比べ0.6%減少しました。

また、町債残高のほか、上水道事業や消防等の一部事務組合に係る負債、債務負担行為の残高等を含めて総合的に算定した将来負担比率は96.3%で、これにつきましても、26年度決算の114.4%に比べ、18.1%減少しました。

次に、報告第7号の平成27年度決算に係る公営企業の資金不足比率につきましては、下水道事業が対象となりますが、決算で黒字になったことから、資金不足の比率は生じておりません。

以上により、今回の算定では、財政健全化法に規定されている早期健全化基準や財政再生基準となる比率をいずれも下回ることになりました。

なお、各比率の算定結果につきましては、近日中に町の広報やホームページ等でお知らせしたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（林山 健二議員） 次に、常任委員会における調査の報告は1件で、お手元に配付した文書のとおりです。

また、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 一般質問

○議長（林山 健二議員） 日程第4、一般質問を行います。

なお、通告順位6番、議席番号9番、高川喜彦議員から一般質問の通告がありましたが、本日欠席のため、会議規則第61条第4項の規定に基づき、高川喜彦議員の一般質問は行いません。

順番に発言を許します。西本篤史議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） おはようございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。2問ございまして、どちらも一問一答、最初に、コミ



コミュニティ・スクールの方向性ということで、教育長、お願いいたします。

国が進めるコミュニティ・スクールは、本町では、昨年度は中学校、今年度は町内全小学校に設置されました。CS——コミュニティ・スクールのことですが——委員会は、田布施中学校区における義務教育9年間を通した小中連携した学校運営に関し、保護者及び地域住民が参加することにより学校運営に的確に反映し、地域に開かれた信頼された学校づくりを実現することを目的に協議するとあります。

先日も、各校で学校運営協議会、地域協育ネット運営委員会、CS委員会合同会議があり、熟議を通して、地域力、学力、生活力、体力の向上、心の教育などをどのように行うか方向性を探っています。また、特別支援教育の理解の促進など、これからのコミュニティ・スクールの方向性はどうか質問いたします。

まず、コミュニティ・スクールの認知度ということで、まだまだ認知度は少ない、知らない町民いらっしゃると思います。また、保護者の方も詳しく知らない方もいらっしゃると思います。その辺の認知度です、これをお願いいたします。

次に、田布施学園、これもコミュニティ・スクールの中に仮称ということで田布施学園ということで載っておりますが、この仮称が本称、将来どういう名称になるのか、これから協議して決めると思うんですけど、その辺の名称、田布施学園とはどういうことなのか、これをお願いいたします。

次に、このコミュニティ・スクールの中に、小中一貫教育の推進と出ておりますが、この小中一貫、これがちょっとわかりづらいというところがありますので、その辺もお願いいたします。

また、教育の品質保証、熟議の結果、先日より熟議を何度かやっておりますが、この結果の取り組み、熟議というのは知恵の出し合いということで、いろんな方が、こうしたらいい、ああしたらいいということで、いろいろ出しておられますが、それを反映しないと意味がありませんので、その辺の取り組み、その辺どうか。

次に、特別支援教育、先日、周東町のパストラルホールで特別支援の関係のフォーラムがございまして、ちょっと行きましたら、これからのコミュニティ・スクール、この特別支援教育、各学校に特別学級ございます。また、県の特別支援学校もございます。この辺の取り組みを田布施町としてはどう行うのか、その辺の御質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） おはようございます。西本議員さんには、平素より大変お世話になっております。

それでは、コミュニティ・スクールに係る各御質問についてお答えをしていきたいと思っております。

議員御指摘のとおり、コミュニティ・スクールは、地域とともにある学校づくりの有効なツールだというふうに思っております。地域の人々と目的やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育み、地域とともにある学校へ転換していくことを目指す仕組みでございます。

コミュニティ・スクールは、平成12年度に設置されました教育改革国民会議において、21世紀の日本を担う創造性の高い人材の育成を目指して「教育を変える17の提言」というものがなされましたが、その1つに、新しいタイプの学校（コミュニティ・スクール）の設置の促進が示されたということに由来するものと、私は理解しております。

そして、平成16年3月に、中央教育審議会から、「今年度の学校の管理運営のあり方について」答申が出され、公立学校の管理運営の改善を図るため、各教育委員会がその指定する学校の運営に関して協議する機関として、地域の住民、保護者等により構成される学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの設置の必要性が示されました。

その結果、同年の6月には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、いわゆる地教行法の一部が改正され、その中で、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる」

という第47条の5項に定められたところでございます。

これによりまして、校長と地域の住民、保護者等は協働して学校づくりを行うとともに、より透明で開かれた学校運営を定め、地域に信頼される学校づくりを実現する観点から、教育委員会の判断により、地域の住民や保護者が一定の権限を持って学校運営に参画する、いわゆる合議性の機関としてコミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会制度がスタートしましたことは議員御承知のとおりでございます。

コミュニティ・スクールについて、縷々申し上げましたが、まず1点の御質問からお答えいたします。

コミュニティ・スクールの認知度につきましては、各学校での取り組みや町教委が主催しております学習支援ボランティア事業、田布施町地域協育ネット、たぶせCS（コミュニティ・スクール）委員会における熟議等を通して、また、各学校のホームページや紙媒体による情報発信等により、少しずつ浸透しているのではないかとこのように、私は思っております。

今後、学校が地域住民活動の中心の場となるか、いかに多くの人たちが学校を訪れるか、また、学校が住み心地のよい地域住民のたまり場となるかなどがコミュニティ・スクールの認知度のアップの鍵になるというふうに思っておりますし、校長に十分指導を続けているところでございます。

2点目の田布施学園とはどういったものかとの御質問にお答えします。

田布施学園は、先ほどもちょっと触れられましたが、中学校区を単位とした各小中学校の学校運営協議会の代表の方を中心に組織された小中一貫教育を推進する組織体の総称でございます。

機能としましては、子どもの育ちを9年間で見守り、育てていくために、各学年間や小中学校間のスムーズなつながりの実現を目指します。

これによって、どの学校でも一定水準による同等教育を受けることが可能となり、学力や生活力の向上、中一ギャップの解消、不登校の未然防止・早期発見につなげていきたいと思っております。先進校におきましても、非常にそういった面で成果が出ているところでございます。

なお、田布施学園の名称につきましては、現在仮称であります。本年度中に正式に、代表の方々により決定していくことにしております。

3点目は、小中一貫の教育の推進についての御質問にお答えします。

これまで、各小中学校におきましては、学校課題に応じて校長の示す学校経営方針に基づいて、特色ある学校づくりに取り組んでおりました。しかし、複数の小学校から入学してくる田布施中学校におきましては、基本的な生活習慣はもとより、学力の向上や学習習慣の習得といった点で指導方法や指導内容に格差があり、中学校に入学して戸惑う生徒も多く、いわゆる中一ギャップが課題となっております。

こうした課題を解消するために、コミュニティ・スクールを基盤とした地域とともにある学校への転換を図るとともに、学力や生活習慣につきましては、9カ年を見据えた滑らかで協働した指導を行っていかうとする仕組みが小中一貫の教育でございます。

次に、4点目の教育の品質保証についてお答えします。

やや聞き慣れない言葉かと思いますが、町内全ての小中学校において、一定水準による教育の質を保証していかうとする取り組みです。小中学校の各学年、いわゆる発達段階に応じたテストを行いながら、学力や生活習慣において、必要最低限の力が確実に身につけているかどうかを確認し、教育成果を定着させていかうとするものです。

学力の保証につきましては、毎学期、朝学等の時間等を活用し、学年相応の学力が身につけているか確認し、定着のための繰り返し学習も行います。

その成果につきましては、賞賛の機会、いわゆる頑張った子どもをほめるという、そういった機会も設けます。また、生活保証につきましては、毎学期、1カ月程度継続して、心と身体を鍛え、発達段階に応じた生活習慣や学習規律が確実に身につくよう指導します。現在、小学校で運用が進められ

ているところです。

次に、5点目の熟議についてお答えします。

熟議で取り上げられた課題につきましては、各学校運営協議会等に持ち帰って共有し、地域の特色を生かしながら、みんなで解決していただくこととなります。

また、町や町教委等で検討を要する事案につきましては、一緒になって取り組んでまいりたいと思います。教育委員会であることは教育委員会、町につきましては、現在教育委員会と首長でやっております総合教育会議等での提案を考えております。

また、6点目の特別支援教育への取り組み等、コミュニティ・スクールの取り組みの方向性についてお答えします。

各学校におけるコミュニティ・スクールにつきましては、各校長の示す学校運営方針や課題について、学校運営協議会委員の方々でしっかり御精査いただき、御承認いただいた上は、力強い御指導を賜りたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

なお、特別支援教育の促進や心の教育の推進といった大きな課題につきましては、各学校運営協議会でしっかり御協議いただき、内容によりましては、田布施町地域協育ネットあるいは支援ボランティア事業、たぶせコミュニティ・スクール委員会等におきまして、町の全体の課題として対応してまいりたいというふうに思っております。

また、教育委員会や首長部局等で取り扱っている内容もあると思いますが、これはまた追加質問等でお答えをしたいというふうに思います。終わります。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） どうもありがとうございます。

先日のCS委員会、この中で麻郷小学校の取り組み、これが発表されたと思うんですけども、町内で麻郷小学校、学力トップということで、その方法を町内が各校に取り入れようという、ちょっと方向性と思うんですけども、今の段階で、各校いろんな差があると思うんです、学力に。中学校に入って、ちょっとギャップがあって、不登校になってしまう子どもたちがおるということで、実際、中学校で不登校になる割合が全国平均よりちょっと高いような話を聞きましたけども、その辺の取り組みといたしますか、どうでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今申されましたように、やはり中一ギャップというのが日本中話題になっておりますけど、特に複数の小学校から1校の中学校に入っている学校におきましては、県内においても非常に苦慮している状況があります。

これは、私も勤務しておりましたからよくわかりますけど、結局、各小学校間の指導の方針であるとか、指導のレベルが大きく違うことによって、入ってくる子どもたちが非常に戸惑ってしまうということもあります。それが大きな状況かと思えます。

それから、不登校の問題ですが、10年間の経過を見ましても、全国レベルを田布施中学校の不登校の人数が超えているというのは、二、三年と思います、資料ありますけど。そのぐらいで、多くは全国平均を超えている状況じゃありませんが、特に、それがここ二、三年前から非常に顕著になっているのが気になっているところではあります。

これについては、いろんな要因があります、家庭の状況とかありますが、今、子どもたちの心が見えない部分もありますので、先般もある議員さんの御質問にお答えした中に、慶応大学と、今、研究所とタイアップをしておるギャップ調査というのがございます。

これは、いわゆる自殺等を防ぐために、慶応大学が文科省の指定を受けて取り組んでいる事業でございますが、それに田布施町も入れさせていただきまして、現在も続けておまして、今、小中学校でそういった調査を進めておまして、かなりそういった資料の集積も出ております。

こういったことを含めて、現在やっているような不登校対策も含めて、そういった科学的な取り組

みを含めながらやることと、やっぱり小中一貫教育を進めていくことによって、私は、不登校は非常に減少してくるものというふうに思います。

田布施中学校、四百数名おりますが、基本的に言う和一桁、9人以下であれば、かなり県や全国から比べても少ない数値で、10人を超えてしまうと、これは、かなり問題があるというふうに捉えておりますので、ゼロがもちろんですけど、ゼロを目指して、まずは一桁、まだ二桁おりますので、一桁目指して、まず第一段階取り組んでいって、ゼロを目指していきたいというふうに思っています。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） 先日も、この田布施の学力調査したところ、県内でもかなりトップクラスという話を聞きましたけども、この取り組み方法、すばらしいということで、この間、山口大学の先生がおっしゃっておられましたけども、これを本に出したら売れるんじゃないかちゅう話もございましたけども、本当それぐらいすばらしい取り組みだと思いますので、これから、コミュニティ・スクールも始まったばかりで試行錯誤はあると思いますけども、田布施町は、隣の町に行きましても、教育の町と言われております。これからも、ぜひ皆さんと協力して取り組んでいてもらいたいと思います。

続きまして、2番目の質問で、小行司特産加工センター周辺整備の状況はということで、長信町長、お願いいたします。

小行司特産加工センター（にこにこパーク）周辺整備が、今年度ようやく動き出しました。地域特産品の紹介・販売などを行う施設を整備し、地域の魅力を発信して地域間交流を促進するとあります。また、トイレ・駐車場整備もあわせて行う予定でございますが、現在、状況はどのようなのか御質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、西本議員さんのに対してお答えいたします。

小行司特産加工センター周辺整備の現在の状況についてのお尋ねですが、昨年度、小行司地区活性化計画を策定いたしまして、農林水産省の補助事業であります農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の採択を受けることができました。

整備事業は、平成28年度から平成30年度完了の3カ年計画で実施し、今年度は実施設計を行います。

本事業は、小行司地区の美しい自然や史跡、小行司の人材である集落営農法人や女性起業グループ、さらには、中山間地域特有の傾斜のある地形といった3つの資源を活用し、地域の魅力を発信し、地域間交流を促進することで地域を活性化しようとするものです。

このため、地域間交流の核となる交流促進施設を整備し、地域農産物や特産品の提供等を通じて、地域の魅力を発信するとともに、地域間交流に必要な拠点施設、トイレ、駐車場を整備することとしております。

現在、実施設計の業務の契約を締結した段階で、今後、地域の皆さんと施設の配備、レイアウト等の協議を重ね、今年12月には実施設計を完了したいと考えております。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） どうもありがとうございました。

3月の議会のときに、予算委員会、このときにあらわされました事業計画図というのがございました。その中に、地図とか駐車場とか、加工センター、地域資源活用交流促進施設、これが、いわゆる店舗という格好になると思うんですけども、それに合わせた小水力発電設備、これも入っておったんですけども、この発電設備、これはどういう、何に使われるんですか。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 小水力発電設備につきましては、県の実証事業で、2年前に設置してお

ります。その電源を利用いたしまして、今度新しくできる駐車場の外灯とか、トイレ周辺の夜間灯に利用したいと考えております。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） わかりました。

あと、今回、小行司に今の新しい店舗とかできたら、いろんな農産物、これを店舗に置くことができると思うのですが、今、地域協力隊の方が小行司とか行っておられると思うんですけども、その辺の協力隊の力もこの施設にちょっと協力していただけるんでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 今、地域協力隊が週に2日か3日は小行司に行って、そこの特産物のいろいろPR等をしております。これからも、そこに入って、一緒に小行司の皆さんとやっていくということとなっております。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） 今年度から新しく地域協力隊の方が来られて、前は馬島中心じゃったんですけども、今回は小行司にも来られるということで、発信基地として、こっちのほうからはちょっと遠いんですけども、向こうの周東町2号線、柳井から行けば割合近く行けると思うんです。そこを田布施町PRの場として、すごく活用していただきたいと思います。

以前、ちょっと知人が、私の家へ来るのに、カーナビで大波野と打ったら小行司に連れて行かれたちゅうってから言われておりましたけども、小行司も大波野地区ということで、田布施町のちょっと陸の飛び地になっておりますけども、地元の方も一生懸命やられておられます。地元の方と一緒に協力し合いながら、この事業を進めていってほしいと思います。

以上で、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（林山 健二議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

○議長（林山 健二議員） 次に、松田規久夫議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 一般質問を始めます。

一般質問に、追求型、ここがおかしい、と提案型、ここに挑戦しようの2つがあると思います。私は、3年半が経過した議会での一般質問については皆勤であり、皆勤者3人の中の1人です。今回の一般質問では、トップの方、ラストの方、それと私が皆勤だというふうに思っております。

常に、提案型の質問に心がけています。今日も2つの質問をしますが、いずれも提案型であります。みんなでアイデアを出し合い、安全安心で若い人が住み続けられる田布施町にしたいと、いつも思っております。

それでは、1問目の質問、新たな発想で活躍できる場としてのプロジェクトチームについて、町長に答弁をお願いします。

若い職員の自由な発想に基づいた新しいチャレンジが将来のブレイクスルーにつながる。このような成果を生み出す環境づくりを町長、副町長、教育長、課長は支援者として頑張ってもらいたい。

高齢化に伴い、社会保障給付費が毎年のように増加している。社会保障費のうち、規模が大きいのは医療で、伸びが目立つのは介護。社会保障費の抑制は喫緊の課題となっている。具体例を示すと、「医療費、介護費削減のための健康寿命を延ばす」をテーマにワーキングチームをつくる。各課から数人を選び、他分野の職員とプロジェクトチームとして交流を深め、英知を結集し、初めて質の高い仕事が可能となる。プロジェクトチームは複数づくり、検討課題として、例えば、ウォーキングやゲートボールに多数参加してもらうには、町の体育施設の利用拡大には、各種イベントを活発にし多くの高齢者を呼び込むには、スポーツ少年団、高齢者などの施設利用料を無料とすればなど、検討すべきテーマはいくらでもある。

住みよい安全安心な田布施町の実現のため、若い職員の課を越えたプロジェクトチーム作成をどの

ように考えているか、お願いいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お答えいたします。

新たな発想で活躍できる場として、プロジェクトチームの設置についてのお尋ねですが、最近では、平成24年7月に、三役、課長クラスで田布施町政策調整委員会を設置し、その委員会での要請に基づき、係長クラスで構成するプロジェクトチームの調査研究を行っております。

調査研究した内容は、地域交通対策、在宅福祉サービス、美しいまちづくり、再生可能エネルギー・LED化検討、馬島活性化、定住化促進対策、公共施設適正配置・公有地有効活用検討、保健センター機能検討、ホームページ改善、イントラシステム更新の10の懸案事項であります。

この調査検討の結果は政策調整委員会に報告し、主管課を中心とした具体的な取り組みを行い、馬島活性化では、地域おこし協力隊の採用やし尿処理問題等の対応、地域交通対策では買い物送迎サービス事業の実施、公共施設の省エネ化対策では、スポーツセンタープール改修事業や麻郷福祉会館大規模改修事業等に合わせてLED化を図っております。また、ホームページの改善やイントラシステム更新の対応を行っております。

昨年、策定いたしました「田布施町総合計画後期基本計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実施について、目まぐるしく変化する社会情勢や社会構造、住民ニーズを的確に捉え対応するためにも、議員御指摘の若い職員で構成するプロジェクトチーム設置につきましては参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 町長は、最後に、総合計画などの実施について、プロジェクトチーム作成も参考にさせていただくということをおっしゃいましたが、私は、ぜひともつくってほしいと思っているんです。

というのは、9月1日、朝、役場に来たら、防災の日の9月1日、役場駐車場の一角に自転車がたくさんあり、逆に、自家用車は通常の半分以下でありました。車は、職員がどっかの防災訓練に参加して少ない、自転車は防犯対策で放置された自転車の仮置き場となったと考えながら、この階段を上って、事務局に行きました。

事務局に行って、誰の提案で、誰がどのようにみんなに協力を得て周知徹底したのか聞くのを忘れたんですけども、災害を想定した初めての取り組みとわかりました。

当日のテレビニュースで、田布施町のBCPは今年度中に作成との放送を、NHKで聞きました。BCP作成に向け、職員みんなで協力し頑張っているんだというふうを感じたんです。

私は、このみんなの取り組みというのが、若い人の英知を結集する、そのみんなの取り組みが大事というふうに思っております。みんなが一つの目標を持ち、互いに支え合い、頑張ってこそチーム力が機能する。特別職、課長は支援者としてプロジェクトを支えてほしい。

町長は管理者としてプロジェクト支援をするのは当然でしょうが、24年度に、先ほど、10の案件に取り組んで、馬島の地域おこしやし尿処理の処理とか、いろんな案件に取り組んで、それなりの成果が出たような報告されましたが、28年度、29年度、後期5次の総合計画実施のためにも、若い英知を結集するプロジェクトを参考にするちゅうんじゃなくて、つくってもらうというふうに決断してもらう、そういう答弁はいただけないでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 質問いただいた状況において十分検討させてもらっているんですが、若い職員というのが、今何人おるかとか、どういう状況なのかとか、あるいは町内近くにどのくらいおるかとか、いろんな状況を今整理させないと、正直言います、私が町長になりまして、約56名新職員さんを採用させていただいております。年齢構成も随分若返ってきました。そうしますと、今度は役場の機能自体、機構自体の改革をしっかりとしないと、やはり十分ノウハウを持った職員、連携をまず

やって、しっかりと若い職員に行政たる職員としての仕事をしっかりと覚えてもらうことが、まず、そっちを優先しなきゃいけない部分が多分にあるんです。それに対して、今日、今いただいたプロジェクトチームがどうなのかということは非常に参考になるし、私もそれは検討しなきゃいけない。

ただ、もうやりますよという議会での答弁をしますと、あれはどうなったんかと、必ず次の質問が出て、まだやらんのか、まだやらんのかって質問が出てくるんです。ちゃんとやる段階がしっかり煮詰まった段階で、松田議員さんに御質問いただいたこういう案件もいい方向に進みますよという御返事ができる状況にしたいために、検討という表現をさせていただいております。やらないと言っているわけではありません。その辺は御理解いただきたいと思えます。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） わかりました。決断を下すには、ほぼ半数の56人ということですから、半数の職員を町長が採用されたわけですが、いろいろ管理者として検討されて、何かにチャレンジしなければ、田布施も変わっていきませんので、よろしく願いいたします。

もう一つ、決断を求めたい質問があるんです。ちょっと長くなりますが、健康寿命を延ばすプロジェクトに関連しまして、実は、こういうのも考えてほしいというふうに思いましたんで、今から質問します。

町民栄誉賞の受賞者はみんな特別な人であります。特別な人だからこそもらえる賞とも言えます。長岡三重子さんは、現在、世界記録保持者の特別な人だが、80歳の高齢になるまでは、趣味が泳ぎの普通の人であった。普通の人が目的を持ち、頑張った結果、日本の、世界のナンバーワンとなる。すごいことです。普通の人が高齢となってトレーニングに励み、そのチャレンジの成果が世界記録、本当にすごい。健康寿命を延ばす高齢者、田布施町民みんなの手本です。長岡さんが栄誉賞をもらうと、高齢者、田布施町民の見本となります。みんなが長岡さんをお手本にして、健康のため、何かに挑戦するだろう。高齢者が何らかの目標を持ち、活動をすれば、健康寿命も延びていくと考えられます。この目標に向け、努力の継続が健康増進になる。

県内には、オリンピックのシルバー色で栄誉賞を受賞された人もいます。健康寿命を延ばすため、長岡さんへの栄誉賞の授与が費用のかからない一番の私は方法だと思うが、どうでしょうか。20年には東京オリンピックがあります。リオ五輪では、以前と比べパラリンピックが規模も拡大し、話題となっています。以前の東京オリンピックのときの10倍ぐらいの、今、選手団だというふうに、リオではなっているというふうに、僕、テレビで聞いたように思いますが。体にハンディのある人には、大いに励みとなるでしょう。私は、次回の東京オリンピックで、高齢者が走る、跳ぶ、投げる、打つ、泳ぐの基本的動作の5種類の競技を競うクラスがあってもいいと考えております。実現すれば、高齢者の健康寿命を延ばすための刺激となる。もし、リオ五輪で、こんな競技が開催されていれば、長岡さんは複数の一番いい色のメダル保持者となっていたと想像できます。

町民栄誉賞が最も似合うおばあちゃんと思えますが、町長はどう思われますか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 通告の中にない質問がいきなり出てきたので、通常でしたらお答えする必要はないんです。これは議会構成のことですから、私は言いませんが。せっかく松田議員さん御質問されたんですが、町民名誉賞なんか町民栄誉賞なのか、あるいは賞の内容にもよってくるんですが、今の質問の中には、名誉賞とか栄誉賞とかどうですか、その辺がはっきり私もよく理解できなかったんですが。

今、町民名誉賞というのが最高の町の賞として授与しているわけですけど、それ以外には、各それぞれ団体等を含め、あるいは個人を含めて、活動される方に対しては、教育を含め、健康を含め、交通を含めて、それぞれの対応ができるというふうに思っておりますが、その内容については、それぞれしっかり精査した上でやります。言われなくても、長岡さん自体は、正直言うて、田布施町よりか全国に周知されたことで、返って大きいぐらいかなと私自身は思っておりますし、この山口県におい

ても、ちゃんとした名の通った高齢者であれだけの世界記録を持たれている方というのは、ほとんどいらっしやらないのが本音であります。

しっかりと議会のほうもその辺の対応をして、町民名誉賞を贈るのであれば、それなりのちゃんとルールに基づいた規則がありますから、それに基づいてやらなきゃいけない。

ただ、それ以外の賞として何か新たに考えろということであれば、また、しっかりと検討もしなきゃいけない。

ただ、それが、実際に、長岡さんに対して、本当に敬意を表してできるものかどうかというのも、しっかりと私のほうも検討をしなきゃいけないと思います。

こんなものをしなくてもと言われたんでは、みっともない話になりますから、ちゃんとそれにお応えできるだけのことをしっかりとやらなきゃいけない。町が思いつき、私自身の思いつき、あるいは、しっかりとそういったものを精査した上で、議会に、最終的には町民名誉賞につきましては、議会の承諾を得た上でないとできないということも御理解いただきたいと思いますので、この辺はしっかりと研究させてください。

言われることはよくわかります。質問に対してのお答えになるかどうかわかりませんが、正式にここでどうこうしますというコメントは避けさせていただきます。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 十分回答いただきました。ありがとうございます。

もう一つ、6月にデジタル教科書の絡みで質問したWi-Fiについて質問しようかと思ったんですが、直接その言葉を書いておりませんので、2問目の質問に行きます。

2問目の質問は、投票率の向上施策として、選挙管理委員長に回答をお願いいたします。

参議院選挙で、初めて18歳、19歳の10代の投票が実現した。田布施町のある投票所では10代の投票率は20代、30代より高率であった。初めてのことであり、投票権利取得者の関心の高さによるものと考えられる。

私は、今後も投票に行く習慣を身につけてもらいたいと願っています。いかにして投票を意識づけし、関心を高め、投票してもらおうのか。従来とは違うアイデアが必要と思う。

来年には任期満了に伴う町議選がある。この選挙に、田布施町在住の高校生を選挙のお手伝いとして雇用できないか。選挙へ関心を高め、友人に投票の動機づけを水平展開してもらい、さらなる投票率の向上を図りたい。高校生の選挙業務に関連するアルバイトなど、どのように考えるのか、お願いいたします。

○議長（林山 健二議員） 岩本選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（岩本 宏司君） 投票率向上施策についてお答えいたします。

18歳、19歳の投票率の向上対策として、高校生を選挙の際に雇用してはとの御質問であります。まず、夏の参議院議員通常選挙の山口県内の投票率ですが、18歳が43.41%、19歳が31.79%でありました。

田布施町では、18歳の投票率が48.15%で県内4番目、また、19歳の投票率が39.01%で、県内で一番高い率となっております。

選挙の際の臨時雇用につきましては、今回の参議院議員通常選挙では、期日前投票所での受付として、朝8時30分から17時15分の間で、宣誓書の記入の説明・確認のために、1日当たり2名程度を雇用しておりますが、選挙管理委員会としましては、選挙事務で高校生を雇用する場合、学校との協議や授業の関係上、また、個人情報等の秘守義務の関係もありますので、高校生の雇用は、今後委員会におきましても慎重に検討したいと考えております。

また、臨時職員ではありませんが、期日前投票所及び各投票所に、立会人2名をお願いしております。立会人は、期日前投票所であれば町内の有権者、各投票所においては各投票区内の有権者となっ



ております。

投票率の向上のため、これまでも選挙ごとに投票日を告知するとともに、期日前投票や不在者投票の制度の活用についても町広報紙に掲載し、また、投票日の前日には新聞折り込み等を行い、投票への啓発活動を行っております。

なお、期日前投票の手續の簡素化としましては、今回の参議院議員通常選挙から、入場券の裏に宣誓書を印刷して発送し、事前に宣誓書に記入して御来場いただくことによって、手續の簡素化につなげております。

今後とも、有権者の政治意識の向上や投票の呼びかけなどの啓発活動に継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 選挙管理委員長の回答のほぼ半ばあたりで、学校には授業とかそういう制約があるので、慎重に検討させてほしいというふうな回答がありました。

私は、先ほどの1問目を、つつい横のほうへ走ったり何だりして、大変皆さんには迷惑かけるといふか、個人的には失敗が多い人間なんですけど、この3年半を振り返ってみますと、ちょっとここに書いておるんですが、ちょっと読んでみます。

私は、議員となって、最初の議会のはっきりとした記憶がない。余裕がなかったのだろう。まあ、今日もあまり余裕はありませんけど。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） はい。

○議長（林山 健二議員） ちょっと質問なら、質問をしてくださいよ。

○議員（3番 松田規久夫議員） 質問です、質問ですよ。

○議長（林山 健二議員） あなたのことを言うんじゃないに。

○議員（3番 松田規久夫議員） 失敗の連続だったような気もすると。

委員長には同様な思いはしてほしゅうありませんので、先ほどの1問目で、町長へプロジェクトの質問をしましたが、その中で、みんなの英知を結集してこそ、初めて質の高いいい仕事ができるんだというふうに述べましたが、選挙管理委員会においても、委員長がリーダーとなって、各委員の英知を結集して、先ほど慎重な検討と言いましたが、委員長を含めて委員みんなで英知を結集して、従来の慣習にとらわれず、よりよいものを目指して仕事をしてもらいたいというふうに思っております。

高校生のアルバイトは、試験の時期、あるいは、卒業する人にとっては自動車学校での免許の取得時期と重なりますので、学校にはそれぞれのルールとか、高校生、つまり相手があることですから、こちらがいくら望んでもお手伝いが難しいかもしれません。

私の質問最後ですが、委員長はその慎重を尽くして、委員会を盛り上げ、今後も活動してもらえませぬ。どうでしょう。

○議長（林山 健二議員） 岩本選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（岩本 宏司君） 私も、委員として、この2月に初めて選挙管理委員会という業務につかせていただきました。初めて、なかなかわからない点が多いんですが、今、松田議員さんも言われましたように、こういうふうな高校生とかそういう18歳に年齢制限下げられた投票になりましたので、委員会の皆さんと慎重に事務局のほうと検討しまして、できるもんなら、前向きで何らかの形でそれができるものでしたら、検討して、いい方向でやっていきたいと思っておりますので、その辺の御理解よろしくお願いいたします。

○議長（林山 健二議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） よろしく申し上げます。

それじゃ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林山 健二議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

.....  
○議長（林山 健二議員） 暫時休憩します。

午前10時01分休憩

.....  
午前10時11分再開

○議長（林山 健二議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） それでは、最初に農政について、町長のお考えをお尋ねします。

本町の基幹産業であります農業は、昨今の急激な高齢化と後継者不足で農地の維持管理すら難しくなりつつあるのが現状であります。しかも農業従事者、本町の場合は平均75歳という年齢ということを思いますと、これから5年先、あるいは10年先、その状況はさらに深刻さを増すというふうに予想されます。

現状の打開策として、本町では国営圃場整備事業を進めておりますが、その圃場を管理する集落営農法人すら同様の状況といえます。当面の施策を含め、町長は将来の田布施町の農政をどのように推進されようとしてるのか、お尋ねをいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えいたします。農政についてのお尋ねであります。

御指摘のとおり、本町に限らず、地域農業、国内農業を取り巻く環境は、TPPの大筋合意や米政策の見直しなどの政治的要因から、米価の下落や米消費量の減少などの経済的要因、人口減少、農業者の高齢化などの社会的要因などが見られるように大変厳しい状況であります。

こうした中、本町の農業構造や農村環境に大きな変革をもたらすことが期待される国営圃場整備事業の進展に伴い、国営事業後の新たな農業構造に対応すべき施策を円滑に展開できるように、本町の農業・農村の現状及び将来を見据えた、新たな農業構想が必要となっております。

本町としましては、そういった将来像を実現するため、生産振興、6次産業化振興、地域振興の3つの戦略プランを立てて進めていく計画としております。

まず1点目の「生産振興」としましては、従来のみ、米、麦、大豆に加え、高収入作物を導入し、複合経営化等による経営発展を図り、地域内の販売協力店、直売施設、食品製造業者などへ、幅広く営業活動を展開する戦略を検討しております。

これらを実現するための核となるものが、現在、設立準備中の「第三の担い手」と位置付ける共同出資会社の設立であります。設立後は、法人連携を軸に、各農業法人の経営安定のための管理体制、一貫した指導体制を確立し、集落営農法人が機械利用・資材購入等で合同して全体でコスト低減を図り、高めた収益力を個々の法人に再分配し、農業所得の安定確保を図ります。

また、共同出資会社では、田布施農工高校や県立農業大学の卒業生などから、農業に意欲的に取り組み、農業で生計を立てていこうとする就農希望者の受け皿になることを視野に入れ、高収益作物の研修を行い、育成した就農者を集落営農法人に送り込むことにより、高収益作物導入を町内全体に拡大し、そこでの研修から定着まで一貫した支援策によって新規就農者を育成し、本町での雇用を促進していく予定としております。

2つ目の「6次産業化振興」として、生産者と販売者、直売所間の連携を促進し、生産・加工・販売に地域ぐるみで戦略的に取り組むこととしております。

具体的には、田布施ブランドを構築し、6次産業事業者と一般企業が共同で、全国フェア、商談会などでの情報発信やPR、販売活動を展開し、販路を拡大していく予定としております。

最後に「地域振興」として、広域活動組織の設立であります。農地の維持管理や農村環境保全による農村の多面的機能の増進を図る資源向上活動等を地域ぐるみで行い、今後の人口減少にも対応しつつ、農業者の負担軽減を図る取り組みを進めてまいります。

また、地域農業の担い手が法人と離農者に分化していく中で、法人に参画しない土地持ち主や非農家についても、地域資源の維持管理や、地域農業の育成に参加いただき、地域全体での取り組みを確立したいと思います。

さらに、U J I ターンなどによる地域外からの取り組みを図るため、空き家バンクやお試し住宅への支援を今後も推進してまいります。

このように、攻めの農業を展開しながら、農家・非農家に関わらず、地域全体、また広域的に支え合う新たな地域コミュニティ組織を育成しながら、地域住民がつながり、支え合いにより、本町の農業の発展を目指していくこととしております。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） 今のお話、私も基本的にはこういう何らかの形を、いわゆる構造改革をしないと、これはもう当然、本町の農業ちゅうのは維持できないというふうに思っています。今、町長が新たに提案されましたけども、共同出資会社、これは6月議会でも町長のほうからありましたが、いわゆる多面的機能を広域化して取り組むんだと。町内15か16の農業法人ございますが、これも当然高齢化でなかなか難しいと。そのためには、広域的な法人をという話がありましたが、これとの絡みちゅうのはどういうふうなお考えなんですか。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 議員さん御指摘のとおり、大変、今、農業、厳しい状況になっています。特に、政治的要因のTPPですとか、米価下落とか、米対策の補助金がなくなるとか、今もう何かを進めないと農業やっていけない状況です。このままいきますと、今の日本国民、お米の消費量より麦の消費量をはるかに多くなっています。そうしますと、もう、今の政府の予測でいきましたも、後6年後ぐらいには約23万ヘクタールが不用になるんじゃないかと言われてます。

その中で、本町の農業をどうやってやるかという考えたときに、やはり法人が連携しなければいけない。南すおう管内に農事組合法人が18あります。それと農協JAが出資いたしまして新たな法人を設立いたします。それが第三の担い手といわれるところでして、そこで一括して、もう皆さんの生産から全てを一括したものにしていきます。農業機械の共同利用とか資材の購入とかも入札等を行って、一括してとにかくコストを下げる。1俵のコスト9,600円以下でできるぐらいまでを狙っております。

さっき言われました多面的機能、広域のあれですが、それも広域化することによって田布施町全体、今まで取り組んでおられない地域の方も入ってきやすくなります。事務が一本化になりますから。で、新しいコミュニティをつくって、今は川西なら川西自治会のある環境保全会がそこだけでやっておりますから、これも広域的に全てのところから、ここはうちはちょっとこれができないよと言われれば、よそから人が回せる。そういう人材バンクも形成していきたいと思っております。だから、農業人材バンクで私は高収益作物のイチジクの収穫ならできますよとか、草刈りはできますよとか、そういう人材バンク等もつくっていきたいと思っております。そういうふうにして地域全体を支えていきたい。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） 要は、お考えはわかるんですよ。広域ちゅうたら、いわゆる町外も含めた、町外の法人も含めた広域なのか、いわゆる全町を一本にした一つの組織をつくらうとしているのか、ちょっともう一度。

○議長（林山 健二議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 農業のほうは南すおう管内を全部まとめた法人化の連携でございます。

多面的機能のほうの広域化は、町内の連携です。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） ちょっと時間ありませんから、要は国営圃場整備事業をやったと

というのは、実施したというのは本町の地主さん、あるいはそうでなく、税金ですね。これで実はこの事業をやったんです。もちろん大半は国です、国費です。これ、他の町村を含めた広域化の法人ということになると、課税はできないわけですよ。いわゆるその法人が上げた収益に対する課税というのは、本町に入るとは限らんわけですよ。本町が大金をかけて、いいところは平生なり柳井なり、その法人が持って逃げるんかと。極論すればね。そういう広域化法人の立ち上げというのは、私は理解に苦しみますね。それよりは、今、最初に町長答弁ありましたが、共同出資会社、これはもう少し真剣に考えたほうが、私は町内の農業の将来にわたる経営にも、私は何らかの形で可能性があるんじゃないかと、生き延びる材料になるんじゃないかとそのようにも思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 今、議員言われるとおりでございます。第三の法人ていうのは出資型法人でして、今の法人がないようになるわけではありません。各法人は残るんです。ただ、物を買ったり事業に取り組むときに、1つの法人だったら広域作物に取り組むためにハウスが要るよと言っても、国の事業で何ヘクター以上ないとできないという要件があるんです。それを第3の法人としてみんなが共同で取り組めば、そういう事業にも物れるよと。そういう事業をもってくるとか、担い手を育成するとか、機械の共同利用とかさっき言いましたが、それをやるのが第三の法人で、皆さんの今の法人が参加されるんです。そこで得たものは各法人に戻ってくるんです。そういう仕組みづくりです。ちょっと説明が。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） ある程度、県がそういう指導をしているのかわかりませんが、私はもう少し田布施町の農家に寄り添ったといいましょうか、田布施の農業をどうするんだという観点から、もうちょっと、どういいましょうか、さっき町長は共同の出資会社と、地域農業振興、6次、あるいは地域振興というのを言われましたが、私はこれをさらに具体化して進めるほうが、私はいいと思うと。

それでちょっと一つの提言としてちょっと申し述べてみますが、本町の農業経営っていうのは中・小規模、いわば兼業農家が大半なんです、これは。その規模に応じて産地化と特産化、こう二分化した農業に特化して、施策を主導していくという方法が、私はどうかと思って、ここでちょっとあえて出してみたいんです。

それ、いずれにしても、どちらにしても中核となる農家の育成っちゅうんが重要ですよ。これちょっと最初は、あなたはどうかと、あんたやってみるかという辺から取りかかるとなかなか難しい。リーダーがいないと、こりゃ農業ちゅうのはなかなか、これからの農業っちゅうてのは儲けてかんといけんのですから。

特に産地化っていうのは、大規模農家の法人になってもらう。例えば、以前私はこの圃場整備をやるときに、何をつくるんですかと言ったことがあります、こう産地化については、そういう法人の方々にキャベツとかネギ類とかブロッコリーとか需要の多い作物をつくってもらうと。それから中小のいわゆる特産化、このほうは今のイチジク、いちごという特産物を拡充、さらには菊とか、さらに言えば光市にあります、製薬会社と提携して薬草の契約栽培をするとか、即儲かるものにちょっと検討してみると。考えてみると。こういう二分化に特化した本町なりの、この温暖化の本町なりの地形を生かした取り組みというのはどうかと思うんです。

これは大島の柑橘のベテラン技術者とこの間お電話で実は話をしたんですけど、これだけ高温が続けば、トロピカルな果物類でも本町どうだろうかとこのことを長々と話しました。なかなか即という回答は出ませんでしたけど。町長、こういう、町長は町長で今の3つの共同出資会社、私は私なりに今の二分化、特産化と産地化、この案についてどうですか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 法人の関係がやはり主体になっていく、国営圃場整備をやってる関係があり

ますから。先ほど質問の中に、今までの農業経営の関係の方も何人もいらっしゃるし、それから中小の農業経営の方もいらっしゃるんですが、特に大きな重きを置いているのは、中小の農業関係者の方がどうしても高齢化がひどいと。

先ほど質問の中にもありましたように、法人化の中にも高齢がいっぱいおるじゃないかと話もありまして、当たり前なことなんです。農業やられとる方々が高齢化していること。

その辺を踏まえて、やはり1つの集団的な法人をつくっていただいて、やはり連携をとることが一番基本になる。1法人だけで物事がかなうもんで、もうこれからはないよということで、経済課のほうも通し、JAさんも通し、県の農政のほうともこの辺の話をしながら、やはりやっていかなきゃいかんということで、せつかくやる国営圃場整備を生かすことが、今回大きな要因だと。私も国営圃場整備を成功しない、その後の農業が衰退するようなことじゃ、何をやったかわからんということで、話を進めております。

おかげさまで何とかそれぞれ地域地域で法人が立ち上がって前に進み出したんですが、ただ、法人が立ち上がっても一法人では機械を買うにも金がない。あるいは農薬や飼料を入れるにしても、このまともに入れて一つも値が変わらん。そりゃおかしいだろうと。だったらもっとうまく連携せえというのが今回の1つの組織化の希望であります。

だから、その辺は議員さんの言われるように、それをまた2つに分けるんじゃなくして、内容はそれぞれ別々に、あんたとこの法人はその特産化の何かをつくりなさいと、こちらは別にまた別のものをつくりなさいと。これは我々が指導するんじゃなしに、やはりその法人営農の中でしっかり研究され、この地域ではやはり今までどおりイチジクをもっと増やすと、個人じゃなしに法人も関わって、個人イチジク農家と連携とってしっかりやっていきますよとか、あるいはイチゴにしたってしかりと。あるいはハウスを使う1つの要因としてはそういうものが必要だということであれば、組織として大きな方策を立てていかないと、これからの農業は生き延びれないよという話をしておりますんで、議員さんの言われること、よくわかります。対応してまいりたいと思っています。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） 圃場整備の後を車でずっと回ってみますと、圃場整備した後、麦をつくられた。で、麦をつくられた後にすぐ稲作かという、そうじゃないんですね。圃場整備が皆、単作なんです。だったら今言ったように、麦の後、私が言ったような、まずお金になるものをつくっていくということも、一つの農政としてですね。で、それ全部が全部当初からできませんからね。そういう指導も、この本町としてやってみる手があるんじゃないかと思うんですよ。

今、完全に圃場整備後っていうのは単作ですよ。昔は稲作をつくり、麦をつくり、さらにはジャガイモをつくり、1つの圃場でね。そこまでせないとお金にもならんし、それはそれなりの情勢もあってやっていったわけですが、私は大金をかけて整備したのであれば、もう少し政策面で何か有効活用をするようにできないものか、この農業経営が少し儲かるような形のものにならんのだろうか。それを思って、あえてここで出したんです。

今、最初おっしゃった共同出資、これなんかは会社にするんか何にするんか、私、よく存じておりませんが、ひとつじっくりと考えて、本町なりの、私は農業経営という、何とかやっていけるんじゃないかと思うんですよ。今のうちだろうと思ってるんですがね。ますます高齢化しますから。

だから、その儲かる農業ということを追及して軌道にのせれば、いわゆる興味も湧いて、漸次若者の就農ちゅうことも不可能じゃなくなってくるわけですよ。

特に町長が言われた、この6次の取り組み。これは私は急務だと思うんです。農業の6次化。それはどういうことかという、農業っていうのは我々小さいころから農業に手伝いをしておりますけれども、生産する喜び、加工する喜び、販売する喜び、この3つが相ならんと、農の業にはならないんですよ、これは。特に、売れる喜び。これは非常に農業者にとっては励みになるんですね。

ところが、今日の交流館を見たらどうかといいますと、これはまあそういうことも目的にする前町

長と話して立ち上げたんでありますが、農産品の大半が町外から入ってるんです。町内の農家の方はこないだも、私のところに、他の件でお話をしとるときに話になったんでありますが、出荷してもいゆる出す気にならんちゅうんです。大手から、言ってみれば町外からいい品物が入るから。従って、つくる気にもならんと。町内農家は、まさに嘆きと悲鳴なんですよ、これ。聞いてみると。この実態を調べておられんと思うんですがね、担当は。これやっばり、このただ丸投げで交流館に任すんじゃないくて、6次の拠点、さっきおっしゃった共同出資会社でもそうですよ。6次の拠点ちゅったら新たに立ち上げるんじゃないくて、ここをしっかりと、やっばり将来の農業の拠点にするぐらいの気持ちでないと、やっていけないと思うんですよ、私は。売れなければ、農業に携わる喜びは生まれてこないんですよ、これ。庭先でつくったものでも売れるから、それじゃまた明日持ってこうと。若い、私の隣もそうですが、早く会社を辞めて、奥さんの親元の土地を借りて農業をやってますが、なかなか出すまでにいかないんですが、どうするんだといたら、交流館に出すんだと言って本気になっていましたがね。まだ今、それは出荷までにいっておりませんが、夫婦で、若い夫婦ですが。

そういうふうに、私は1つの、どういうかな、特にこの6次についてはやはり行政が主導して、もうちょっとこ入れをすると。任せるんじゃないくて。そりゃ柳井の花一つとつてもそうなんです。柳井の業者が出せば、そりゃ見劣りするからがっかりするわけですよ。

当初は庭先の水仙すら出したら売れよった。だから励みになるから持ってきましたと。ただしそれは悪いものは商品として価値はありませんから、指導はせんにゃいけん。

そのあたりの6次に対する取り組みというのを、町長、どうでしょうかね。もう少し急いで、どうしたら田布施町の農業の6次化、6次産業化というのは、この6次の部分、販売の部分、ちょっと何かお考えがあったら。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 今、現在、圃場整備の途中でもあるし、それぞれ今、交流館の話も出ましたが、それに関係する皆さんとの協議をしなきゃいけないというのもあるんですが、6次産業化はもとも早くから計画を立ててやんなきゃいけないということで思います。

今、アクションプランという、南すおう地域全体での、今言う出資の関係を含めたところで、どうしてこれからやっていくんだということ。

今、御存じのように、大豆の後、一切つくってないというのもあるんですが、フォアス事業やらしまして、一部米の後やら麦の後、ちょっとストップかけて、もう米できたんじゃないかちゅう話も聞きましたが、いや今年みたいな天気につくらんでえかったちゅう方もいらっしゃるんで、一概に言われませんが、今、藤山議員さん通られる前のところ、フォアス事業やってます。これも一つは生産能力をどういうふうにしていくかと。農地の活用を150%、昔のように本当、米、麦、あるいは大豆とかいうのを転換をしながらやってたんですが、今度はこれを、やっばり儲かる商品づくりへの転換というものに切り替えていかないといけないということで、アクション的なものでいろんなものでこの地域に合うところ、圃場整備やって大々的にできること、その辺を検討しながら、それぞれの法人が同じ物を皆つくって持って行ったらまた同じことが起こるんだということも検討しながら、お互いに連携取り合うちゅうのがそこなんです。あんたんとこそれなら、私はもっとほかの方法で儲ける方法をやろうと、そういう話し合いができると同時に、その指導する体制をしっかりとるということでアクションプランを立てて、今、やっておりますんで。

議員さん等の御意見を、そういうところへ自分も、議員さんも農業を関係をされているんで、話をされて、ひとつこういうアイデアがあるから、ここの法人、川西のこういう集団の法人のここにはこういうことやったらどうかとか、あるいはその上のほうにもおると、あるいは城南地域にも今いっぱい遊んどる農地のままとこがあるんじゃないですか、そういうところへのアイデア等をしっかりと議員の立場として御協力いただければ、これはもっとええ方向に。

そうすると、関係外の方が、いろんなことで協力いただけると。そね一なんできるんならわしらも

使うてくれーやと、はあ年を取ってやれんけえお手伝いに行くよと。いっぱいあるんですよ。そういうやっちょるところが。忙しいときは皆、手伝いに行くよという方がおられる。そりゃ田布施町じゃないですよ。あちこちの農地をしっかりと守っているところは、そういう方がいっぱいおる。普通の暇なときはそういう法人のとこに行って手伝うて、自分らも一緒になってやるよという方が、結構私どもはいろんな情報を受けながら、いただいておりますんで、田布施もそういうふうになればいいと。いっぱい農業を昔やった経験者、いっぱいいらっしゃるんです。そのつもりであります。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） 私も、これは皆さんもご覧になったかわかりませんが、広島庄原ですが、これ、キャベツとかさっき僕が言った需要の高い野菜類をどんどんつくって、三十数名という雇用をして、さらに経営規模を拡大するんだという意気込みなんです。

それから、阿武町の議員諸君とこないだ話した、まあ向こうから話があったんですが、カット野菜を今度やりますからと言って、詳しいことは調べておりませんが、新たに施設をつくって、カット野菜をどんどん出していくんだと。その議員さんは、どうであろうかと、材料が集まろうかと心配をしておりました。

本町でも民間の人が障がい者を使ってカット野菜の生産やるんだと、どうじゃろうかという相談が私にありました。そりゃいいことだということで、来年、まあ今年の暮れから春ぐらいにはスタートすると思いますが、そういうふうに、食そのものも相当変わってきていますから、ひとつそれを追っかけていく農業ちゅうのはなかなか難しいんですが、本町は本町なりにその地形を生かした農業経営ちゅうのをいかにあるべきかちゅうのを、もう少し私は真剣に考えてもらいたい。

特に和食ブームが今日続いておりますが、これはさらに、私は拡大すると思う。そういうことになりますと、外国人が本町のブランド品を求めて本町を尋ねてくるということは、私はそう遠くはないと思うんです。そういう意味からも、本町の農業は農業らしい、外国の人にも披露できるような、何らかの形の農業経営ということにちょっと、どういふか、考えを変えて儲かる農業というのを追及してもらいたいと、このように思っております。

この項はそれで、町長の奮起を促して終わりいたします。

それから次に、2項目の質問に入ります。2項目は、発酵食品の専門の施設を本町に設置するお考えはないかというテーマで取り上げてみました。

平成26年に法制化されました、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本町は昨年度、人口ビジョンとともに総合戦略を策定しました。今年度はその実施段階を迎えております。

戦略の基本目標には、農水産物のブランド化を、JA、漁協あるいは農工高校などと連携して取り組むということを中心に上げております。

戦略に私は異論はどうこうちゅうことはございませんけども、歴史をひも解いてみますと、本町は古くから酒づくりが盛んで、また多くの杜氏を輩出した熊毛杜氏の中心のまちでもあります。

今回、総合戦略は、こうした本町の独自性を強調する、またとない絶好、いわゆる好機と私は捉えております。

そこで、「杜氏の里田布施」をキャッチフレーズに、杜氏の育成を兼ねた発酵食品専門の施設、あるいは学校、あるいは短期のものでも結構でございますが、こういうものを設置することを県に働きかけてみる。こういうことは私は大事ではないかと思っておりますが、今どき。町長、この考えについてお考え聞かせてください。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 2問目の質問に対して、お答えいたします。

発酵食品専門の施設を設置する考えはないかとお尋ねですが、本町では、昨年度策定しました、「田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、特産品などの地域資源を掘り起こしなど魅力的な地域ブランドとして確立していく戦略として、特産品ブランドの構築事業に取り組んでいます。

議員お尋ねのとおり、過去には、田布施農業高等学校に熊毛杜氏を育成するための醸造科がありました。今は名前を食品化学科と変えて、現在も全国唯一の酒の醸造をおこなっております。

また、本町は、どぶろく特区の認定も受けておりますので、特産品ブランド構築の一つの特産品として、田布施農工高校との連携のもと、どぶろくの試作品の開発に取り掛かっています。

また、女性起業グループが地元産品を使った味噌やパンなどの発酵加工食品も製造・販売し、多様な特産品が開発され、山口女性起業統一ブランドの認証を受け、6次産業化の展開が活発に始まっています。

今後は、現在、実施しています特産品ブランド構築事業で開発した商品を、田布施ブランドとして、農業生産・加工・販売とのネットワークを構築し、農商工連携のもと6次産業に取り組み、さらに観光・商業とつながり、商談会、情報発信等を展開し、将来的には都市圏への販路確保に展開できればと思っています。

以上のことから、私としましては、農商工連携のもと6次産業に取り組む中で、多くの発酵食品や新商品が開発されることと思っており、議員お尋ねの発酵食品専門の施設を町として設置する考えはありません。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） 町長、町としてではなくて、県にそういう設置を働きかけてみてはどうかということを私は申し上げてるんです。

これは後ちょっと言いますが、それで、酒づくりの全盛期の昭和五、六年には、光市を含めて熊毛杜氏の数は800名いたと記録があります。さらにその後の、昭和32年の記録でございますが、田布施町は郡内でも最も多い42名の杜氏がおりました。これは先ほど町長のほうに資料を渡しましたが、その出稼ぎの先であります、県内はもとより、九州、山陰、さらに朝鮮半島まで出かけて、酒づくりに励んでおったと。こういうことを先輩からも聞いております。

したがって、町内には酒蔵も多く、大正から昭和30年代の間には7軒もの醸造元が競って酒をつくっておりました。

問題の発酵食品でございますが、これは微生物の働きを利用した食品でありますから、食品の数も非常に多様でございます、酒、しょうゆ、味噌からチーズ、ヨーグルト、さらには抗生物質の医薬品までに、非常に多種にわたっております。

私がここであえて申し上げたのは、旧田布施工業高校にサテライトオフィスの企業の誘致というのが見通せば、これに越したことはないと思うんです。ところがこれも置いとけば朽ちるばかりでありますから、今この見通しがなければこの旧校舎に発酵食品の施設が設置されるのは、まさに期を逸にした好機と私は考えておるんです。この活用、これを含めて、ここに県にひとつどうだろうか。これまあなかなか副町長も頭を抱えておりましたが、県と対応を話し合いするというのはなかなか今難しいんかもわかりませんが、こりゃもう置いとったら朽ちるばかりで、しかもこの利用の提案というのはやはり地元なんです。県から言ってくるよ。空いとるんであれば、田布施町がこういう考えを持つとるからということ、やはり地元が足元から提案する。知事のほうに。町長、どうでしょう。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） わかりました。全国一の一カ所しかない田布施農工ですから、県もそりゃちゃんと認めてくれます。教育委員会の方もいつだったか田布施だけですと、全国には。

○議員（2番 藤山 巖議員） そうそう。

○町長（長信 正治君） と言われてますし、県もそれを潰すようなことは、教育委員会としては無いと思うんですが、そりゃわかりません。

ただ、私のほうから県にそういうお願いをして、それじゃあ農高の中に醸造場所つくるということ



がかなうかどうかちょっとわかりませんが、正直言うて県にお願いするには、ちゃんと地元がしっかりその辺を理解して、ああ言うたがやめましたということは絶対ないようにしたいというふうに思っています。

そして、頼みに来た者が断るちゅうことはせんないものはないです。それをちゃんとやった経験があるもんでなきゃ、こんなことは大抵断られんですよ。県にお願いして県も了解した。じゃあやりましょう。じゃあやろうちゅうた途端にだめじゃけえと言うて断りにいくほど、つらいことはない。

今回もそりゃ、田布施農工がうちにちゃんと毎年お酒を持って、町長、できたお酒ですよと持ってきます。申し訳ないが私はお酒が1滴も飲めませんつったら、そりゃひとつと行って、じゃあくださいちゅうて。もらうだけはもらいますが、一度も飲んだことはないんですよ。ただ、役場の副町長や関係者にちょっと飲んでみてくれと。やっぱりおいしい酒なんかなということ聞きながら、これからもぜひ田布施農工でお酒をつくるのだけはやってほしい。

議員さんも御承知のように、確かに昔はいっぱい杜氏さんがおられて、田布施町にも今現在、もう古くなってますが、吉村酒造さんなんかはそのまま昔のものがそのまま残ってる。ところが跡を継いでやられる方がいません。7軒ぐらいあったって聞いておられますが、私はまあそりゃあ7軒までは知りません。

今現在に言えるのは、田布施町に1軒だけ、吉村酒造さんがあそこで古いのを残しておられる。あれを活用できんのかなと、いつぞや話したこともあります。御若い方がPTAで一緒になったんで、お宅酒つくっていねちゅうて言ったことも1回あるんですが、もう到底そんな時代ではありませんというふうに言われました。

ですから、田布施農工に対しては、それをお願いすると、県に対してお願いするちゅうことは、今のところ考えておりませんし、町としてはあくまでも、田布施農工がこれからもお酒をつかって全国一の農業高校としてのお酒づくりの学校だと、それをしっかりうちが支援していくということを考えながら、ただそこに、県にお金を出して、別に町の関係としてつくれとか申し上げる気は今のところありません。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） 町長、いきなり、この今私が提案したことを持って行っても、そりゃ県も戸惑いますよ。やはり段階を踏むと言いましょかね。徐々にね。

私は向山経済課長いますが、審議官が私のところに来たときに、こんな話をちょっとしたこともあるんです、私は。それで、実はこの発酵食品について全国的なことをちょっと申し上げますと、この発酵食品によるまちおこしの例として、これ、発酵学者の小泉武夫氏なんか上梓してる中にあるんですが、秋田県の横手市、ここは発酵文化研究所、これを設立して、発酵食品を中心とした食品の販売を活発にやっております。

それから、千葉県に神崎町というのがございます。ここは「発酵の里こうざき」、これ千葉県で最も小さい町とも言われとるようございますが、「発酵の里こうざき」、これをキャッチフレーズにして発酵をテーマにした町おこし等を取り組んでおります。

意外とあるようでないんです、実は。そりゃどうということか。今、あえて私が取り上げたのはどうということかと言うと、発酵食品たる食品ちゅうのは、昔は一般家庭でみんなやってたんです。我々のおふくろ時代までは。私も味噌をつくったり、今でも味噌つくっていったらつくりますよ。平生の農協に退職後、かなり弁当提げて習いに行きましたから。そういう、あれはたくあん漬けひとつでもそうです。今つくれないでしょう。こういうところ、これがまさに和食なんです。これをやはり維持、堅持していくということになると、基本的な技術を身につけるところちゅうんが必要になってくる。それを田布施町が担う。

私は具体的に、さっきおっしゃったように、はあ頭下げるのは嫌ですよ町長言われるから、しっか

りとこのプランというのを打ち立てて、県と私は話を進めて、実現する方向に持って行ってもらいたいというふうに思います。

さっき町長も言われているように、田布施特産品加工などを、味噌づくりにも励んでおられますが、年齢が加わって、大変私は難しいんじゃないかならうかと私は推測します。だからもしやるのであれば、こういった人たちとも協議というのを当然欠かすことはできません。

本町の個性あるまちづくりの起爆剤として、この発酵食品を柱としたまちづくりに取り組んでもらう。これまさに若者の定住にも結びつく、私は事業でもありますから、徐々に、急ぐことごさいませんから、これがまさに本町の特徴、個性、これを打ち出す、いい材料ではないかと思っ提案する次第であります。

特に、工業高校は、その前に発酵食品という麴なんですね。これ、私は味噌をつくった経験もごさいますが、この麴をいかにつくるか、いかにうまくつくるか。なかなか素人の人はできません。できるようで。この大方は麴でありますから、この麴室、これをどうするか。特に工業高校はああいいう高台でもありますから、地下にしてもあるいは半地下にしても、麴室は十分、私はつくるのに条件はいいと私は思っています。

総合戦略は地域の未来の基本となす取り組みで、国に頼らない地域の自主事業を求めているんじゃないか。私はこのように解釈をしておりますんで、今回の総合戦略を足がかりにこの発酵食品の設置をじわじわと県と協議を進めてもらいたい、このようにも思っております。

最後に町長、一言あればお願いします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） しっかりと検討、いろんなことはしていきたいというふうに思いますが、今、御存じのように、先般テレビでもやっていましたが、瀬祭、大変すばらしいお酒で、世界的にも名をはせたんですが、その社長が言うのに、わしゃ酒づくりの杜氏なんて知らんと。どういう形でああいいうお酒をつくられたんか、多分あの中にすばらしい杜氏さんがおられるんじゃないかと思うんじやが、工夫ひとつによっちゃあ、なんぼでもこれからいろんなものができるという話をされました。

ですから、議員さんの言われる杜氏の育成という感じは、ちょっと今んとこ私は考えていないんですが、農学校がやってる発酵食品、いろんなものをつくってます。町も今の、先ほど質問のありましたにこにこパークなんかも発酵食品の味噌をつくったり、いろんな料理もつくっておられます。また、生活関係のやってるこちらでもつくっています。環境センターでもしっかりやっています。その辺にしっかりみなさんの知恵を借りながら、今言われたすぐちゅうんじゃないんで、将来に向けて田布施の町おこしの一環にそういうのも使ったらどうかという御提言であります。これからゆっくり考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） 発酵食品は、健康にも非常にいいというふうなデータも出ておりますから。

では、3問目にまいります。廃棄物の投棄場計画についてであります。城南大田区字岡田の山あい、本町が町内から出る草や木の枝を投棄する廃棄物の捨て場づくりを計画しております、今年の6月、地元大田自治会に対して現地説明を行っております。

それによりますと、現場は大田公会堂から西へおよそ300メートルの町所有の耕作放棄農地で、面積は4,175平米、およそ4反2畝の一面であります。処分場づくりとか、まあ言葉はいい言葉でいろいろと地元の説明されたようでございますが、要は廃棄物を投げ捨てて腐らせる場所にしたいと、こういう計画であります。今どきの行政がとるべき方となるか、極めて稚拙な、私は町政の執行ではないかというふうに思います。

地元自治会では、イノシシの餌場になり、農作物の被害が一層拡大する。目の届かない山あいの谷

に産業廃棄物の不法投棄が危惧されるなど、9項目からなる計画反対の意見書を町長に提出しております。

その後、7月になって、町は地元自治会に対しまして、当面町有地の利用は行わない旨の回答をしていますが、なぜ利用はしないということにとどめているのか。地元は全面的に反対です。白紙撤回をなぜしないのか。その真意をお尋ねします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 3点目の廃棄物投棄計画についてご質問いただいておりますのでお答えします。

町や学校が管理する土地や公民館活動などにより、処分が必要となる草や木が出てきます。

毎年、町と自治会による意見交換を行っておりますが、その中の意見として、花壇の手入れや草刈りなどにより出てくる草や木などの処理について、町で処分できないかとの要望をいただいております。

このような状況を踏まえ、公共施設等で刈り草や枝打ちされた小枝などを限定して、荒地地となっていた大田地区の町有地で処分したい案を、自治会に説明いたしました。

その後、地元役員会においてこの案が協議され、賛成できないとの回答をいただきましたので、町としてこのような利用は行わないこととし、その旨を大田自治会長に回答しております。

私も同じ大田の町民であります。今、40名、約、自治会であります。自治会長も同じ班内における自治会長であります。その自治会長にお願いして、こういうことをしたいんじやが、どうですかという話を出したんです。そうすると、役員会を開いて話をすることでした。役員会の話で決められたことであれば、それはやむを得ないですねということで、うちのほうは、じゃあそこはやりませんよという答えであります。そういうことあります。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） 回答文は私これ持っておるんですよ。当面利用しないちゅう、当面は。話が落ち着いたらまた計画をここへ持ってきますよということなんですよ。私が言っとるのは、なんで白紙撤回しないのかと。現時点で地元は全員、まず役員会ですが、全戸とは言っておりません。役員会ですがね。まず、1人も賛成する人はいないだろうと。でこれ実は、田布施川の上流でもあるわけです。

その、まず白紙撤回をなぜしないか、それをちょっと言ってください。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） いろんな状況に置いていろんな計画があったときには、地元自治会長さんに、行政協力委員という立場でありますから、御相談申し上げます。そして御相談申し上げた結果、じゃちょっと役員で集まって話をしましょうという回答であって、その役員さんが集まれた結果において話があったわけで、じゃあこういうことでだめだよと言われるんで、白紙撤回とか計画とか、当面というのは今、あそこの土地は町の有効活用をやる中に何かいいんはないんかということもあるし、残土処理場として随分昔の話ではありますが置いてるわけです。

それはそれとして、今後どういう形で土地を活用するかちゅうのは、わかりません。ただ、今回のことについては、当面その問題については、しませんよという回答でありますから、今言われたように、非常に議員さんどういいますか、すごい耳を持っておられるなど。この内容がどうしてそこまで議員さんのところへ届いたんか、私は地域の人たちにお願ひして話そうと思ったんじやが、自治会としては集会を開かんと。もしやるんなら、町がみんなを集めて説明してくれという、自治会からの話でありまして、自治会長さんがそう言われたんで、そこまでやる必要ないと。何人も聞いてみましたが、別にそりゃやってもええちゅう方も何人もいらっしやいます。私は地元に住んでる町長として、やはり声を出したからにはその責任はある。だったら地域の皆さんに相談かけて話してください。いや、それもやらん。役員会でやるから。そのような詳しい情報まで、議員さんが知っちゃって、議員

さんもすごい耳だなという思いをしたわけなんです、まあそれはそれでいいんです。

ですから、当面ちゅう表現を使うて、あるいは白紙撤回というような表現をする項目ではありません。いろんなことでこれまでも、お宅のところに対してこういう問題があるが協力できますかという相談は過去かけてます。それを、いやそりゃだめだと言われたら、それじゃ白紙撤回ちゅう表現をして撤回することはありません。いろんな形で町の所有地として、今後もそれをいかに活用していくか、いかに対応していくか、ちゅうのはこれから預かっている町の財産の一括町有地の所有の問題を検討していかなきゃいけない。やったら白紙撤回。ごみは一切捨てません。そういうものはやりませんという。

ただ、お願いで投げかけたことに対して、白紙撤回するとかいう表現をするのもおかしいし、当面はこういうことは当分致しませんよ、そこでは、という回答をただけなんです。

自治会が結論出されたか、自治会の役員さんが結論を出されたかは別にして、うちとしてはそういう回答をしたということでもあります。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） 当面ちゅうことですから、将来は利用するという解釈でいいですね。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） そこがそういう刈り草や枝葉の場に将来するという表現ではありません。ですから、将来どういう形でそこを活用するかはまた別の問題になる。当面今はそこに対してはやりませんよという回答をしているわけであって。

自治会長さんにはちゃんと、協力委員ですからひとつ御協力をお願いしますというお願いをただけであって、じゃあ私の結論ではできんから、皆集めてやりましょうということだったんで、その回答をもろうただけです。

だからその表現で、白紙撤回だとか、いう表現はおかしいけ、当面はそっちでそういうことはもうやりませんよという回答をただけです。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） 町長ですから、やるかやらんか、それは白紙撤回するかしないか、そういう用語ですよ。いっそわけわからんような回答しとったんじゃったら地元住民は不安でたまりませんよ。

それからもう1点、これはさらに詰めたいんじやが、時間がないから詰めませんが、この4反2畝というのを調べて見ますと、この農地、これ全部農地です。で、田んぼが1,058平米の1筆、畑が2筆で3,117、合わせて4,175平米で、平成7年の3月31日付で字岡田の地主から田布施町は購入してるんです。町長、これは何の目的でこれを、ここの山の中に田布施の農地があるんですか。これ不思議でならん、この存在は。あるからこういう問題が出てくるんです。何を目的にここに農地があるんですか。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 当時平成7年ということでもありますんで、先代、先々代の町長が多分対応された行為だと思います。用地として、あそこを取得したのは、あそこを今、道路を途中まで、御存じのように広がって上がっております。あれが最終的には県道光・石城山線の県道に接続するための道路計画があったそうです。ところが、やっぱり費用対効果を含め、道路の必要性があるかないかちゅう問題で、あそこをストップかけて、そしてあそこの用地があれだけ広がったというのは、将来は、あの当時は残土がいろんな形で、工事の後に出る残土、一時預け必要な場所がないという意味で、あそこを購入したんだというふうに、私は聞いています。真意がそうであったかどうか、今の段階ではわかりませんが、そうであればあそこは土地の所有者を含め、あれ以降にもまだまだ広い面積があるから、やれるんじゃないですかという話はしました。

今現在、あそこの所有者は、もう隣の所有者も皆おられますが、あの地に住んでおられません。

3軒とも住んでいない。

ただ、後から購入された方が、何軒が、山地を購入された方がいらっしゃいます。私の土地もすぐ近くにありますが、よく知っています。子どものころから遊んだ場所でもあるし、よくわかる土地ですけど、丸尾川という表現をされましたが、丸尾川側には流れませんが、丸尾川の後川というところで、川西の岡本さんのところへ出る、後川水路の上流部に当たるといになりますから、反対側にはカーテルもありますし、いろいろなものがある地域の下関という辺りまでの地区であります。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。

○議員（2番 藤山 巖議員） 町長かなり、この件については詳しいことを御存じだろうと思うんですが、この地主さんですね、3年前に実は亡くなられておるんです。で、この人は町長が営んでおられた会社でも働いておられたし、大変町長とは親しいだろうと、こういうふうに思っています。この人が生前、「わしは2反を600万で町に買うてもろうた」と。こういうことを地域の人に公言してるんですね。売った地主さんが公言してるんです。公言しなければいけない理由があったから公言するんです、人間ちゅうのは。普通売った地主は言いませんよ。あんた誰に売ったんか、それも言いませんよ、一般的にはね。敢えて「2反を600万で町に買うてもろうた」。その人を証人に招いてもいいですよ。そういう公言までしてるんです、これは。で、私は非常に根性が悪いですからね、これは本当に地主に、地主が売られたんかなと、いろんなことを実は考えるわけです。当時町長は議会の文教厚生委員です。ちょっとその辺のいきさつがあったら、知っている範囲で言ってください。なんぼでまず、町は買ったのか。

○議長（林山 健二議員） 座ってから発言しないでください。

○議員（2番 藤山 巖議員） もう一度その価格を言ってください。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 当時のことを私もよく記憶はしておりませんが、売られた方はよく知っておりますし、実際に町が買うたというの聞いておりますが、なんぼとかちゅうのは一切聞いておりません。亡くなった方に聞きに行くわけにもいきませんし、今奥さんがいらっしゃいますが、お具合が悪いようであります。息子さんは、広島におられます。そういう状況ですから、このなんぼで買うたとかいうのは一切私も聞いておりませんし、私も古い付き合いをしている方であるから、もしそうであれば私も聞いておると思いますが、値段まで聞いたことはありません。

○議員（2番 藤山 巖議員） わかりました。

○議長（林山 健二議員） 藤山議員。もう時間が……。

○議員（2番 藤山 巖議員） いずれにしましてもね……ちょっと、そんなにとりません。この問題、非常に不可解な不動産取得でありますから、我々議会としても、町民にこの顛末というのを明らかにせんにゃいけん。これ議長にお願いしときます。地方自治法百条1項の一つ規定をね、議会としてもしっかりと調査する。このことを約束してください。お願いします。議会に諮ってください。

以上で終わります。

○議長（林山 健二議員） 今は一般質問の時間です。

以上で、藤山巖議員の一般質問を終わります。

○議長（林山 健二議員） 暫時休憩します。

午前11時08分休憩

午前11時19分再開

○議長（林山 健二議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き、一般質問を続けます。清神清議員。

○議員（4番 清神 清議員） 通告に従いまして、2件質問をいたします。質問方式は最初は一括質問一括答弁、2回目より一問一答方式でお願いいたします。答弁者はいずれも長信町長、よろしく

お願いいたします。

1 件目は、電動車椅子進捗状況は、と題して質問をいたします。

平成26年の12月議会で、電動の車椅子にナンバーステッカー導入をと質問をいたしましたが、町長は、一定のメリットはある、警察とも協議しながら安全対策の方法を検討するとの答弁でございました。

あれから、もうすぐ2年が経過しようとしておりますけれども、実現に向けて各種調査や警察の協力、そして精力的に実現に向けて着々と取り組んでいただいておりますという話を聞いておりますので感謝申し上げます。

超高齢化社会に突入しております、今までは車を運転していた高齢者も年齢を重ねることにより、のろのろ運転で後続車に迷惑をかけるようになり、いずれは免許証を返上せざるを得ない状況に差しかかっております。

時代の流れとともに、高齢者が手軽に乗れる電動車椅子を利用して外出される方が、町内でも、2年前よりも多く見かけるようにもなりました。電動車椅子は免許は不要ですし、歩行者と同じ扱いになっておりますが、県道田布施光線の歩道は、電動車椅子が安心して通れるように改善がされておらず、重大な事故も発生しかねません。

以前、テレビや新聞でも紹介されましたけれども、下関市の菊川町では、長府警察署の方々とともに、電動車椅子での死亡事故が発生をいたしまして、住民から、ナンバーステッカーを導入して利用者を見守る独自の取り組みを始め、成果を上げております。実は、27年の2月25日に行われました電動カー利用者のサポートシステム発足式、これにも町の職員と一緒に視察をさせていただいたものでもございます。

電動車椅子は、一回のフル充電で約30キロ近くも走れるとありまして、高齢者が買い物や病院通いなどで利用されているのが非常に今増えております。電動車椅子は歩行者と同じ扱いをしており、歩道のない道路では車道を通行するしかなく、車にとっても危険そのものであります。中には、痴呆が進んで電動車椅子で徘徊すると、とんでもない遠くまで行かれる場合もあり、家族が捜してもなかなか見つからないということもあるとのことでございます。

そこで、3つ質問をいたします。

1つ目は、準備も順調に進んでいると聞いておりますけれども、そのセレモニーとか、そういう実施時期はいつごろされる予定ですか。お伺いいたします。

それから2つ目ですが、現在までの利用の希望者は何件ぐらい伺っていますでしょうか。

それから3つ目に、実施に向けて問題点、また、今後のいろんな問題点があれば、お聞きしたいと思えます。

続きまして、2問目の質問に移らせていただきます。

炭窯の有効活用について質問をいたします。これも田布施町長、長信町長より御答弁をお願いします。

田布施町内の竹尾地区に2004年、平成16年5月に——約12年前になるんですが——竹林対策といたしまして、炭窯が設置をされました。

設置当初は、地域の方々が地元で繁茂した竹を、皆さんで協力して伐採して、竹尾のコミュニティーセンターに運び、適当な長さに切り、竹炭づくりに励んでおられました。そしてイベントの開催時や地域交流館での販売もされておりました。販売の収益は地域の活性化に、また親睦に使われておりましたけれども、年々高齢化が進み、四、五年前からは活動が鈍くなり、休止状態が続き、現在では全く使われていない状態になっております。いわばお荷物状態である、目障りだという方もいらっしゃると思います。

田布施町内各地では竹林が目立ち、ほとんど管理できない状態で、冬場から春先にかけては、イノシシの餌場になっているところも多いのではなからうかと思えます。また、国木や大波野地域では竹

を伐採し、そのまま野積みの状態で放置されているところも見受けられます。

そのような地域に竹炭の活用をPRすれば、希望するところがあるかと思いますが、移設して再度利用する計画はあるでしょうか、お聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、清神議員さんの御質問に対してお答えいたします。

1点目は、電動車椅子の進捗状況についてのお尋ねであります。

まず、実施時期でございますが、すでに柳井警察署、光地区消防組合などの関係機関との連携協議を終え、今月30日に電動カー地域ナンバー登録制度発足式を実施、今後、制度として稼働させていく予定で進めております。

登録希望者につきましては、現在13名となっております。

また、実施に向けて問題点があるかとの御質問ですが、電動カーの所有者が申請時に登録した情報について、その後、所有者、住所地、または緊急連絡先などに変更があった場合、町に所定の手続をすることが必要となります。しかし、この申請手続を忘れずと、所有者が変更した場合などは、間違った登録者の情報を関係機関が共有することとなり混乱が生じるおそれがあります。

このような手続には法的な拘束力がないため、登録者のみならず家族などの関係者が協力して、忘れずに情報を更新していただくことが必要となります。そのため、この制度を円滑に運営していくには、電動カーの登録者をはじめ、家族などの関係者が制度をよく理解し、協力していただくことが肝要となります。

また、広域化などの問題点もありますので、今後、関係機関と協議を進めながら取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、炭窯の有効活用についてのお尋ねであります。

竹尾地区にある移動式炭化炉（炭窯）は、平成15年3月に景観対策として、高齢者の生きがい創出のため、竹林対策試験事業のモデル事業として町が実施要項に基づき購入し、現在まで竹尾地区の団体に貸し出しを行っております。

全盛期には、議員御指摘のとおり、この事業によって多くの人が集い、ふれ合いの場が活かされるとともに、年間約1,100キログラムの竹炭と370リットルの竹酢液を製造し、地域の竹繁茂防止対策及び高齢者の生きがい対策に貢献しておりました。

現在は、竹炭ブームも下火になり関心が薄れていること、また構成員の高齢化が進んでいることから、団体も活動を休止していると聞いております。

また、実施要綱では、炭窯の返却及び貸し出しに関わる運搬は、借受団体が実施することとなっているため、他の団体からの借り受け要望があるまで、同地区で一時保管している状態となっております。

現在までに、町に対して借り受け申請を行った団体はなく、今後、要件に合致する団体から申請があった場合は、協議の上、貸与を考えております。

しかしながら、当該設備は林業用設備の耐用年数である5年を大幅に超過しているため、今後修繕が必要な場合も想定されますので、費用負担または処分方法について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） 電動車椅子の件なんですけど、9月30日に早速、発会式のセレモニーをされるということでありまして、約2年弱かかりましたけれども、この実施に向けて、大変精力的に調査または動いていただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

そこで実は、調査といいますか、先ほど13件の対象者があるという話がありましたけれども、調査をされるのはどういう方法で、自治会長さんをお願いしたのか、民生委員さんに相談したのか、ま

た役場の職員さんが歩いたのか、その調査の方法はどうされたか教えていただきたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 川添課長。

○町民福祉課長（川添 俊樹君） 実は一般質問がありました後、民生委員協議会等に諮って、高齢者の実態調査という調査が年度当初あるんですけれども、それを踏まえた形で、それに加えて、所有者の把握をいたしました。その当時、17名が所有されてまして、実際に今度登録されるということになったときに、今、13名が登録されたということです。

民生委員さんをお願いした後に、広報等で漏れがあるというか、抜けているような可能性があったらいけないので、広報等でも申し出をお願いしておりますので、民生委員と広報との両方で募集を行いました。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） 実は、私の知っている方に、電動車椅子のステッカーといいますか、ナンバーがつけられるようになるんですよという話で電話してみましたところ、民生委員さんも役場の職員も、誰もそんな方は来られなかったですよというのが1件ほどございました。いずれまた調査が行くかもわかりませんが、そのときはぜひ協力していただきたいというお願いはしておきましたけれども、民生委員さんというのも結構幅が広いので、自治会長さんなら意外と把握されてると思うんですが、まだまだ漏れているところが多分にあるかとも思います。

ですから、発会式をやった後にはどんどん追加をしながら、また、道路に走っている方を見られたら、そういう専用の申込用紙のような紙を渡して、ぜひ事故防止、万が一あったときには連絡ができるようなシステムがありますので、ぜひ登録してくださいというような、そういう形のものも必要ではなからうかなというふうに思うんですが、その辺は今後どうされるか、お願いします。

○議長（林山 健二議員） 川添課長。

○町民福祉課長（川添 俊樹君） 十分に参考にさせていただきたいと思いますが、先ほど町長の答弁にもございましたように、登録しますと、所有されている方とか住所とか緊急情報先とかが変わりますと、その都度届け出が必要になります。

だから届け出しないと、例えばAさんの情報が本来であるのに、Bさんに所有権が移っていた場合に、Bさんの情報が流れたりして、その関係機関、混乱しますし、例えば、私が持っているのを隣の人にたまたま貸すと、二、三日貸してくれといわれる状況で、なかなか断りづらいといったときに事故が起こった場合には、これは間違った情報が流れますので、その辺で登録される人は、割と、逆に言えば窮屈になるというか、安全面も確保されますけれども、そういった貸し借りの融通が利かなくなるというデメリットも若干ありますので、その辺で、登録される人を希望されれば十分対応できますけれども、その辺のいろんなことを勘案して制度を運用していきたいというふうに思っております。

自治会長さんの件は、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） 実は私も、この制度をスタートしますと、この件が一番ネックになるのではなからうかなというふうに思っております。

こまめなメンテナンスが必要だというふうに思いますので、私の提案なんですけれども、ナンバーステッカーを配付するときに、すでに使用されなくなった、もしくは譲渡される場合はここに連絡してくださいという紙も一緒につけて、それから配付をするということが大切ではなからうかなというふうに思います。

そうすれば、もし病気になって使わなくなったり死亡されたとき、そのときは誰かが、「そういや、紙があったのう」ということで、もう使いませんよとか、人に、AさんからBさんに渡しましたよという報告をしていただくような、そういう形のを、発足と同時に、書類を配付していただきたいと思うんですが、それは間に合いませんか。

○議長（林山 健二議員） 川添課長。



○町民福祉課長（川添 俊樹君） 今のような状況を踏まえて要領を作成しておりますので、その要領を説明しながらお渡しするという形で進めますので、できるだけ協力をお願いしながら、間違いのない情報を運用していきたいというふうに思っております。要領は既にでき上がっております。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） そのときに連絡先というのが多分あると思うんです。その老人の自宅だったら、独居老人だったら、その方がもし事故あったら、そこになんぼ電話しても通じませんので、できれば第1連絡者、第2連絡者、身内もしくは隣の人、そういう者も2人か3人ぐらいの連絡先も用意しておって、その間柄、娘に当たりますとか隣に当たりますとか、そういうのも高齢者ですので必要ではなかろうかなというふうに思いますが、その辺まで配慮はされてますでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 川添町民福祉課長。

○町民福祉課長（川添 俊樹君） 一応、形としては、そういう形で進めていこうと思っております。通報先を何件にするかは、ちょっとまだあれなんですけれども、参考にさせていただきます。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） 着々と準備が進んでおって、9月30日にはそのセレモニーが、発会式が行われるということなんですけれども、実は私、平成27年2月25日に長府警察署の講堂で行われたセレモニーに出席をさせていただきました。ここで非常に私も素晴らしいなというふうに思ったのは、警察署が主導されて、この電動車椅子を進められたんです。さらには警察署長の御挨拶もあったんです。

警察によっては非常に非協力的なところもあるし、何でそねえな余分な仕事をやらにゃいけんのかというような考えをお持ちのところもあるかもわかりませんが、ぜひ柳井の警察署管内の、もし署長に声をかけていただいて挨拶でもしていただく、そのようにしていただければ認識も高まるのではなかろうかと思いますが、柳井の警察署の署長さんの御案内はされてますでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 川添町民課長。

○町民福祉課長（川添 俊樹君） 柳井警察署と光消防のほうには、一応、御案内をする予定にしております。署長さんが見えるかどうかというのは都合によりますけれども、御案内をするようにしております。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） ぜひ出席をしていただくというのではなくて、出席して、挨拶していただきたいというようなことも付け加えていただいたら、なお関心を持たれるのではなかろうかなと思うんですが、その辺はもう、今さら間に合いませんか。

○議長（林山 健二議員） 川添町民課長。

○町民福祉課長（川添 俊樹君） 参考にさせていただきます。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） もう間近になっておりますので、あまり要望事項言っても難しいかもわかりませんが、この電動車椅子を実施に向けてやられたのは、山口県では長府警察署が初めて。そして、田布施が2番目ということになっておまして、メディアもかなり注目してくれるのではなかろうかと思えます。ですから、新聞だとかテレビだとか、そういう報道陣も多分来られるのではなかろうかというふうに思いますので、報道陣が来られて、やはり、さすが田布施じゃのと言われるような、ぜひ、セレモニーにしていきたいというふうに思っております。よろしく願います。

では次の質問に変えさせていただき、2番目の竹炭の窯についての質問をさせていただきます。

実は、竹尾の窯の責任者とこの前からいろいろと話をしたんですが、設置をしてから最初のころは非常に活気もあり、皆さんもたくさん出てきていただいたんですが、何せ皆さん年にとって、山から竹を出すのもえらいし、また、それを焼くのにしているのもなかなか大変だということで、だんだん規模が少なくなっていて、もう使われなくなっていて、四、五年が経つということを知っております。

先ほど町長のほうからありましたように、この移動は、今受けている団体が移動してあげにゃいけんというようなことを聞きましたけれども、実は費用が今4,000円ばかり残っているらしいんです。その4,000円は全部使うてもいいと。さらには手伝い人といって、四、五人は出してあげるということを言われておりました。その四、五人と4,000円で運搬ができるとなると大変だろうと思いますので、できれば個人的にユニック、もしくはそういう方をお願いをして、それを運べば、ガソリン代ぐらい出れば、4,000円で設置できないことはないかと私は思います。

そこで、この窯の重量、何トンぐらいあるんですか。それによって、運ぶユニックが1トンで済むか、2トンで済むのか、3トンかというのが、今泥が入った状況なんですね、余りないとは思いますが、私の目測では2トンあるなしじゃろうと思うんですが、わかりませんか。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） すみません、またその当時の資料等見て御報告したいと思います。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） だんだん高齢化をされておって、また竹炭も利用者がちょっと最近では少なくなっているかと思うんですが、実は経済厚生委員会で7月の21日に、福岡県の八女市にその竹炭を大々的にされているところを視察に行きました。

規模こそ違いますけれども、もう中学校の跡地を利用して、グラウンドに竹だらけで、従業員もたくさん雇って、今は採算ベースに合ってるんだと言われておられて、それはちょっと真似することはできませんけれども、まだまだ需要がたくさんあるんだという話も聞いておりますので、ぜひ、今眠っているものを、他の地域で個別に当たるかでもしながらですね、あのまま置いとつても、もうスクラップで処分するしかないと思いますので、ぜひ広報、もしくは個別に当たっていただいて、次の候補地を探していただきたいと思うんですが、心当たり、今のところありますでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 相談に来られた方は、個人的には何件か、今までもありました。もう先ほど町長のほうも答弁しましたように、耐用年数をかなり超えております。でも、今竹尾地区の管理がちゃんと屋根のあるところできれいに管理されて、草もない状況でよく乾燥もしているので、今までも十数年たっても使える状況にあるんだろうと思っています。

まあ、よそに持っていったときに、もう本当さびはかなり回っておりますので、外に野ざらし等にすると、多分すぐ修繕とかが必要になるんじゃないかなというぐらい年数が経っております。

でも、使いたいという団がおられましたら、町のほうに来られれば協議もしたいと思いますし、費用等も運搬等かかりますので、まず使いたいという団体がありましたら、使ってみていただきたいと思っております。

で、どういう状況かというのも、修繕が必要かとかいろんな状況がわかると思うんです。もう5年ぐらい使っておりませんので、ちょっと状況等も調べてみないと、はっきりもう、貸しますからどうぞと言って、持って来たら使えなかったというような状況でも困りますので。

私この間、あそこでやっておられた方とお話しました。なら、ここに持ってきて焼かれてみたらどうだろうかというのは、ちょっとそういうニュアンスのことはいただいておりますので、またそういうことがありましたら、経済課のほうへ御相談来られたらと思います。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） それは大事なことだと思います。さあ、使うよ、持っていった、使い物にならん、というよりも、今あるところで利用させていただいて、実際に使えるというのを確認した上で、それから移設するのが一番ベターだと思います。

私の見た目では、かなり鉄板も10ミリぐらいで厚いんです。で、泥も入ってます。だから外観から見たら多少はさびておりますけれども、まだまだ十分使えるかと思えます。それと屋根も地元の方がちゃんとつくっておりますので、風対策、雨対策はされてますので、そんなに傷んでるほどじゃな

いというふうに思いますし、問題はいかにその地域の方々が、竹を切って、そしてそれを焼く、その時間帯ですね、その辺の時間がとれるかどうか、そこだろうというふうに思いますので、ぜひその希望者があらわれましたら、その方と一緒に、まずは試験的にそこで炭を焼いていただいて、それから判断をしていただきたいということを思っておりますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。よろしいですか。

○議長（林山 健二議員） 答弁要りますか。

○議員（4番 清神 清議員） はい、もしよければ。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） 本当はあそこで焼かれるのが一番だと思うんですが、ただ言われていたのが、私たちはあそこで焼いていたから、地元の者だから、まあ、試験的に焼かれるぐらいならいいだろうけど、あそこでずっとということになれば、もう、かなり世代も代わって、最近煙が洗濯物につくとか、何かいろんなことが起こるようなこともあるかもしれないので、とにかく相談しながら一回は焼いてみたらと思っております。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） それから、実際にその責任者の方が、もう使わなくなったので、よその地区にひとつ使えれば回してくれよということで、経済課のほうへは相談に行かれたということを知りました。

その相談に行かれた後に、それなりのPR、広報だとか個人的に当たるとか、そういうことはされました。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） それは残念ながらしてはおりませんが、町のほうに持って帰ってもちゃんと置くところもないし、あそこはきちんと屋根があって風通しもいいので、あそこにずっと置かせてもらっているという状況です。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） もし、町内でそういう方が1年探してもいないという場合、逆に平生だとか柳井だとか、よその地区で希望者があった場合は、移設が可能か、それとももう町内じゃなきゃだめよと、その辺はいかがでしょうか、町のものだから。

○議長（林山 健二議員） 向山経済課長。

○経済課長（向山 智章君） そういうことがあれば、それは今後、使い手がないということなら町も処分しなければいけないので、処分方法等によって、そういうことも検討したいと思っております。

○議長（林山 健二議員） 清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） いずれにしても、せっかくお金をかけたものでありまして、12年ぐらい経っておりますけれども、そのままスクラップするのも、何かすごくもったいないような気がしますので、それを利用することによって地域が活性化するようなことがあれば、ぜひ、私も使っていただきたいというふうに思っておりますので、皆さんでそういう夢を見ながら、情報を提供していきたいというふうに思っております。

時間がちょうどぐらいに思って終わったんですが、少し早いんですが、これをもって2問の一般質問を終わらせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（林山 健二議員） 以上で、清神清議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（林山 健二議員） ここで暫時休憩します。

午前11時50分休憩

.....

午後 1時28分再開

○議長（林山 健二議員） 休憩を取り消し一般質問を続けます。瀬石公夫議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 私は、通告のとおり3件の質問を行います。

質問方式は一問一答でお願いします。

1点目の質問は、町営住宅入居の保証人について伺います。答弁者は町長でお願いします。

質問をいたします。本町では町営住宅入居の手続の際、町営住宅管理条例により、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人2名の連署する誓約書を提出することとなっている。また、町営住宅及び町営特定公共賃貸住宅の管理に関する規則では、連帯保証人は、1、町内に住所を有する者であること、2、町税並びに町営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃の滞納がない者であること、3、未成年者、成年被後見人、被保佐人、または破産者でないこととなっている。

このうち連帯保証人2名が町内に住所を有する者であることについては、都市一極集中、仕事や生活圏の広範囲化により、色々な地域が生活拠点となっていること、また、少子高齢化が進み、親族や知人に保証人となれる者が限られてくることなどから、町内での2名の保証人は困難と聞く。

近隣の市町では、柳井市、光市が2名の保証人は市外でもよく、平生町が町内1名、もう1名については町外でもよいとしている。

平成27年4月から生活困窮者自立支援法も施行された。この中に、住宅確保給付金の支給制度が盛り込まれ、離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給し、生活の土台となる住居の確保を推進している。また、本町の総合計画でも、空き家対策の推進や公営住宅の整備を進め、住環境の確保が計画されている。

このような状況の中で、真に住宅が必要な世帯が、保証人の確保が困難なゆえに町営住宅に入居できないという事態が発生しないように、現実にあった町営住宅の管理規則に改正されてはどうか、見解をお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、瀬石議員さんの御質問にお答えいたします。

町営住宅入居の保証人について、町内居住の要件を見直してはどのお尋ねであります。

御質問のように、保証人の確保が困難なため、町営住宅に入居できないという事例があることは知っております。

一方で住宅管理する際に、近隣入居者とのトラブル対策や家賃の滞納対策で、連帯保証人は非常に重要な役割を持っています。実際に滞納対策で連帯保証人に家賃の支払いをお願いしたりしています。その際に、連帯保証人が町外の場合、住所が変更されていた場合は所在不明となり、滞納対策が進まないといった問題も他市町から聞いております。

しかしながら、実際の入居申し込みで連帯保証人が見つからず、入居を諦められた事例もございますので、今後、近隣市町の事例等を十分調査し、見直しについて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（林山 健二議員） 瀬石公夫議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 今、見直す方向で検討するというところで、ありがとうございます。

私も他市に行ったんですが、「京都からこの間、私の町にも入居者があったと。みんな市外の人ですよ、保証人は。」そして、「町だったら、うちの市でも、市内の人じゃ保証人が困難なんだから、町だったら人口も少ないし多分無理でしょうね。」と言われたんで、その辺は時代に合ったように改正していただくことを強く要望いたしまして、1点目の質問を終わらせていただきます。よろしくお伺いいたします。

それでは、2点目の質問にまいります。

質問事項は、長田地区のふるさと詩情公園周辺の整備についてお伺いします。答弁者は町長で願

いします。

それでは質問をいたします。ふるさと詩情公園は、田布施川川岸を気持ち良く歩けるように、山口県と田布施町が一体で整備を進め、管理している公園で、本年度から長田地区のふるさと詩情公園で「たぶせ桜まつり」が開催され、また、普段から町民の散歩コースとなっている。

ふるさと詩情公園内の遊歩道の一部は雨天後には水たまりになり、散歩ができない状態になっていたが、排水溝の土砂取り除きなど早急に対応していただき、気持ち良く歩けるようになり、地元から喜ばれ感謝されている。

しかし、長田地区のふるさと詩情公園北側の田布施川川岸は、現在道路となっているが、県の河川敷であるため、長年未舗装、未整備のままとなっている。この川岸の定井手橋から役場の間は、役場などへの生活道路として利用されており、また町民の散歩コースとして利用されている。

ここは町の中心地で多くの人の目に入る場所であり、砂利道では環境的にもふさわしくない。町民の憩いの場として、気持ち良く歩けるように舗装整備し、ふるさと詩情公園と一体的な環境整備をされてはどうか、お尋ねします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2点目の田布施川の川岸を舗装し、ふるさと詩情公園と一体的な環境整備をしてはとのお尋ねであります。

御質問のように、ふるさと詩情公園北側の田布施川の川岸は、県の河川管理道路となっており、雨天時には水たまりができ、また晴天時にはほこりが舞い上がり、利用者に迷惑をかけております。

現在、県で田布施川総合流域防災工事として福島井堰と護岸工事を行っており、この工事完了は平成29年度末までかかる予定です。本町としましても県に舗装をお願いしておりますが、河川管理道は舗装しませんとの回答でした。また、補助事業で行うことは可能かと問い合わせたところ、河川管理道路となっているため採択要件から外れ、町の単独費用での整備となるとの回答でした。

本町としては、県工事完了後の平成29年度以降の整備について、道路整備の全体計画の中で優先順位等を踏まえ検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（林山 健二議員） 瀬石君。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 定井手橋から詩情公園の遊歩道まで100メートルぐらいなんです。建設課の人が測ってくれたんですが、97メートルって言いよった。その間を舗装すると、遊歩道に濡れずに歩けるわけなんです。その100メートル、97メートルをやっていただくと、砂利道を歩くことなく散歩ができて、地域の要望にも応えられると思うんで、そのあたり、100メートルどうにかならんかと、そのあたりは半分でもええし、工事が終わるまでは、遊歩道まで行けるまでちょっと砂利で、その辺をちょっと。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 今、地元の要望はですね、年間もう20件も30件も要望書が出てまいてあります。その要望書、地元の自治会長等から地元の班長の印鑑まで付かれてですね、そういった要望、側溝の整備、道路の路肩の整備とかいろんな要望がございますので、それを全部聞いていきたいところでございますが、予算が限られておりますので、それも全部の要求はできません。今そういう状況でございますので、予算を考えながら、平成29年度以降ちょっと考えてまいりたいと思っています。

○議長（林山 健二議員） 瀬石公夫議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） それならまず、予算を新年度で頑張ってください、いろいろ予算がないというのは金がないんじゃないに、予算書が上がっちゃらんちゅうことじゃろうと思うんで、予算書が上がればお金が自動的にできて舗装代が出るんで、ひとつよろしく願いいたします。

あれが完成した後には、町道と認定して、町道としてやれば、町道新川線も河川敷を町道として今舗装して使ってると思うんです、その辺で検討されて、ちゃんとした道にするというような計画はご

ございませんか。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 町道認定につきましては、舗装までされて、その時点で町道認定という話になりますので、町道の舗装については、やっぱり単独でやるしかございません。

県の河川改修が平成29年度までかかりますので、実際には平成30年以降に考えたいということになりますので、今しばらくお待ちをいただきたいと思います。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） それから29年度で、30年度、どっち。まあ、29年に努力してもらおうということで。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 河川工事が平成29年度までかかりますので、それ以降、だから平成30年度以降ということになります。

瀬石さんも御存じのように、町の職員でございましたので、予算書に載るまでに、いろいろ町の中で予算査定とかございますので、なかなかそこに載るまでがまた大変でございますので、そこら辺を十分御容赦のほどお願いします。

○議長（林山 健二議員） 瀬石公夫議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 予算書に載るように頑張ってください。一番中心地じゃあるし、散歩する方も多いで地元の要望もありますんで、よろしく願いいたします。

それでは、3点目の質問を行います。

質問事項は、自治体クラウドについて伺います。答弁者は町長でお願いします。

質問をいたします。平成30年度から平成32年度の間で、周南、下松、光、柳井市、阿武町の4市1町が、地方自治体のデータを県外のデータセンター集約し、システムを共同利用する自治体クラウドに取り組む。

これまで各市町が住民基本台帳や税、国民健康保険などを管理する際、各市町ごとにシステムを利用してきた。4市1町がシステムを共同利用することで、システム構築費やデータ移行費などのコスト削減が図られる。

平成30年度から10年間で、4市1町が個々にシステムを利用する場合は、維持管理費などを合わせて約60億円かかるが、共同利用により約30億円で済み、約50%の経費削減になる。またデータセンターは広島県に設置され、最大震度6強の地震に耐えられる。

私は平成26年3月議会定例会で質問を行い、自治体クラウドは割り勘効果により経費削減となる早期の取り組みについて尋ねた。

答弁では、県内6町で電算システムの共同利用の可能性について研究を重ねている。経費、セキュリティ、災害時の業務継続のメリットも期待できるので、引き続き検討することであった。

田布施町は4市1町の共同利用に参加していないが、どうした理由で参加されなかったのか。また、今後参加される予定はあるのかお尋ねします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、3点目の自治体クラウドについてのお尋ねであります。

平成27年4月より周南市を事務局として、県内の10団体、周南市、下松市、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、平生町、阿武町、田布施町において情報システムの実態と課題、共同利用実現の可能性について協議を重ねてまいりました。

一般的に自治体クラウドを導入した場合、システム導入コストやシステム運用コストの削減、データセンターを利用することによるセキュリティの確保、複数団体で利用できることにより、割り勘定効果、事業者への交渉力の強化などのメリットが考えられます。

一方でデメリットを申しますと、共同利用を行う場合、各自治体間で業務運用の調整を行い、不足

する機能などについては、事務の見直しを行い、システムのカスタマイズを最低限に抑止する必要があります。

御指摘の自治体クラウドにおいても、システムのノンカスタマイズを基本として基幹業務系システムの共同利用であり、現在、本町で稼働している43業務中、33業務の共同利用でございます。

そのため、既存システムにおける全ての業務をノンカスタマイズ化しシステム構築を行った場合の10年間のトータル費用として、自治体クラウドを行った場合の費用を比較した結果、費用削減効果は見込まれませんでした。

ノンカスタマイズによるシステム構築を行った場合、法改正時のシステム改修費用削減などのメリットは考えられますが、納付書、通知書などの専用帳票の標準化に伴う住民サービスの低下や、本町の業務運用上、必要不可欠な独自帳票、処理手順の見直し、データ移行に伴う確認作業など、膨大な事務量の増加がデメリットとして考えられます。

また、自治体クラウドを行った場合、内部情報系などの一部業務について、ハードウェアや業務アプリケーションを個別に保守管理することとなります。

以上のことから、昨年12月議会の全員協議会で御説明申しましたが、自治体クラウドを行ったとしても、一定の効果は見込まれないと判断し、今回の4市6町情報システム共同利用検討会議への参加を見送りました。

今後は、平成30年度までリース契約を延長し既存システムを利用することとし、次期リプレースは既存システムのバージョンアップを基本に、単独クラウド化やバックアップ環境の強化による災害時の業務継続体制の見直しを検討しますが、共同利用への参加の可能性についても、引き続き協議を行って参りたいと考えております。以上です。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） 柳井市は10年間で42.6%、3億2,000万円の経費削減を見込んでおられますが、何で田布施はその効果がないんだろうかということと、帳票等が標準じゃ住民サービスが劣るといのがようわからんので、田布施よりそういう大きな市、いろんな情報が先ほどもありましたが、交渉力も高まる、いろんな情報もある、市のほうに入ったほうが住民が使いやすいいろんな納付書あるいは帳票等もできると私は思うんですが、そして、これで30年まで今度契約を延ばすということになりゃ、引き続き検討するって言うても、もう何年も先の話になるので、これも先ほど言いましたように、周南市、下松、光、阿武町、そういうところの、下松とか、やはり私も合併の仕事で周南に2年ぐらい通って仕事をしたけど、かなりそれは情報量は違うと思うんです、町の。

そうなる、今後カードの決済とかコンビニでの支払とかそういうシステムを導入するということにもなれば、やはりそういうものに入って、住民サービスの向上を目指されたほうがいいんじゃないんですか。この田布施を悪く言うわけじゃないが、1万6,000の町で、なかなかそれは、さっき言われた交渉力も高まりゃ、情報も多く入ってくるということ、そのあたりも検討されましたか。

○議長（林山 健二議員） 亀田総務課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 昨年、9月補正で、この4市6町の共同利用の検討会議に対する、入って行って共同クラウドに参加していきますということで、その調査検討ということの負担金ということで、150万円ほど9月補正をさせていただきました。その後、検討会議の中で、その調査検討する業者の選定と一緒に、4市6町でずっとやってきました。

その後、その削減効果につきましても出ました中で、先ほど柳井市さんにつきましては四十何%の削減効果があるということでありましたけど、うちのほうは削減効果が少ないという中ではございます。

その中でも、実際に全体の43業務ございますけど、そのうちの33業務がこの共同クラウド化に入っていくということになります。で、そのほかの10業務については、そのまま残して運用をやっ

ていかなきゃいけないということで、二つに分かれての保守をやっけていかなきゃいけないということ

で。  
その調査検討で出た資料だけではなくて独自で、5つの業者が見積もりを出してきたんですけど、その業者の2つの業者からの見積もりを精査し、そして、その中でデータ移行費等も見積書に載っていないものも全部積み上げたところ、10年間で1億円のデメリットになるということで、今回クラウド化に乗らなかったということにつきましては、今年の12月議会全員協議会でも御説明したところでございます。

うちとしても、瀬石議員が言われるとおり、そういったところで、法改正があるたびにシステム改修費が必要であるということであれば、一つの法改正で済むということで、そういった効果、割り勘効果っていうのが出るということもわかりますけど、でも実際に、先ほどノンカスタマイズという言葉がございまして、標準のパッケージそのままを使ってやっていくということになりますので、基本的に、今田布施町であれば、データパッケージをプログラムをちょっと変更して独自の帳票等にしているということを全部、共同クラウドに入れば、そういったものについても全部、ノンカスタマイズでやっていかなきゃいけないということになります。

そういったことで、事務量とか住民サービスの観点からも、財政の効果につきましても判断して、今回苦渋の選択ではございますけど、4市6町の共同クラウドには入らなかった。最終的には4市1町が参加があったということが結果であります。

今後につきましても、先ほど町長からもありましたけれども、引き続きクラウド化につきましても、単独クラウドということ、今でも単独クラウドというのはすぐにでもできるんですけど、そういったことで、クラウド化につきましても検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） さっき言われましたが、10年間で1億円と。そうすると、不安要因とか将来のうちのシステムの変更とかその辺も見込んで、1億円ほどデメリットになる、向こうに入るのが高つくつと。

それやけど、業者ちゅうのは、今おってもらおうと思ったら安い見積もりを最初出してくるんですね、私はそういうのが怖いわけ。田舎に閉じこもってほかのことがわからん、業者の言いなりになるちゅうことが、それが今度4市1町、そういう大きなところへいくと、下松なんかは日立も持ちよる、日立だったらそこらはツーツーという感じもある。

そういうものもあって、大きな会社も持ったりいろんな情報も入るちゅうことで、そういうことを私はずっと申し上げちよる。閉じこもらんといろんなところに出て、1億円、1年、1,000万円でしょう、そのぐらいのお金は絶対返ってくる。職員の勉強にもなる、そういうところにちょこちょこ行くと。閉じこもったばっかしでやっとなら、本当、町民は、私は、不幸になると思いますよ、もう一回。

○議長（林山 健二議員） 亀田総務課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 閉じこもっているつもりは全然ございません。その検討会に入ったのも、うちは率先して入ろうということになったものです。

もともと周南市が発端となって参加をしないかということでお話がありました。ほとんどの系列が日立系列ということで、そのメーカーの言いなりになりたくないというのもございまして、全体の、ほかのメーカーも含めて、そういった選定もやっていきたいということで、うちとしてもその検討会の会議の中でも率先して意見を出してやっていったんですけど、やはり細かい見積もりのところが出てこない、出さないというのが、今の業者でもありましたし、周南市と話しても、そういったところまでの見積もりの提出っていうのが無理だったということです。

ですから、うちのほうで独自の見積もりをした結果、10年間で1億円のデメリットがあるという結果で、内部や課長会議でも報告、それから議会でも御報告しましたけど、それについてはもう参



加しないということで見送ったということでございます。

今後も、今、県の西部のほうでもそういった共同のクラウドのお話が動いているという情報も得ております。本当にうちとしても、そういったところに参加して、どんどんやっていきたいというのはございますけど、やはりデメリットがあるのであれば、反対に住民サービスの低下にもつながる件もありますので、そういったところで慎重に検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長（林山 健二議員） 瀬石議員。

○議員（11番 瀬石 公夫議員） いろいろとシステムにはあるでしょうが、田布施のほう、そのシステムがいいか悪いかの、その金額は内容にもよるでしょうが、そういうところからこれら東部でもやられるというんですから、積極的に参加して、職員の勉強にもなりますんで、電算なんかは、特に日進月歩、激しいこのあれでございますので、今後よく検討していただきたいと。

それで、自治体ちゅうのはサービス業ですから、住民がいかにサービスを受けるか、まだカード決済もできん、コンビニでもできんちゅうみたいなことじゃ、これからそういうことをシステムとすれば、この1億円ぐらい、うちの単独でやっちゃったら吹っ飛ぶわけなんです。

よそはやった、田布施だけはケーブルテレビみたいに、田布施だけはないよと、そんなときちょっとお金が余計にかかるからちょっと遠慮したら、もう後はどうにもならんくなっというふうにもならないように、東部が今度そのような動きもあるということならば、一生懸命研究してやっていただきたい。

そして、まず第一に見んにやいけんのは、住民がいかにサービスを受けるか、そこのお金の差を考えると。今、1億円が損になるからとちゅうだけ、そんなら田布施の今のままのシステムだけ、周南のほうはもっとええシステムにしちよるかもわからん。これがもし、ええシステムでも今後できたら、そんなときはまた、私、再質問します。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（林山 健二議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（林山 健二議員） 次は、高川 喜彦議員の発言の順位であります。本日欠席をいたしておりますので、会議規則第61条第4項の規定により通告の効力を失いました。

.....

○議長（林山 健二議員） 次に、國永美恵子議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 通告に従い、お尋ねをいたします。

1問目に、福祉についてでございます。

医療介護総合法により、介護保険制度が改定となりました。地域支援事業につきましては、2年間の移行期間が終わり、来年4月から実施義務が市町村に移ります。3月議会でお尋ねいたしましたが、この事業実施に伴い、生活支援コーディネーターの配置をされる、またボランティアの活用もあるということでした。

本町の高齢化率も33%を超える中で、高齢者対策も充実していかなければなりません。関係機関との連携強化がさらに必要となってまいります。この際、地域包括支援センターを町に戻し、町が直接運営してはいかがでしょうか。

第5次総合計画の保健医療の充実で、地域における保健、医療、福祉、介護予防及び子育て支援などが効果的に機能できる総合施設の整備が必要となると、今後の調査検討が言われております。総合計画にもあります中で、保健センターなどを含む総合施設を城南にありますふくしの里の充実として位置づけてはいかがでしょうか。

現在、ふくしの里の一角には、葛の茂った遊休地がございます。まず、これをそのまま遊ばせておくのはもったいないと考えます。ここを活用する必要があります。役場に來たら、何もかも手続きができるのも便利でいいということもありますが、昨今の災害による全国の被害状況を見ますと、避難所

から別の避難所へ移らなければいけない状況もあったようでございます。行政の施設も、一極集中より、むしろ分散により、リスクを回避することも必要かと考えます。

今後、瀬戸バイパスが完成したり豆尾踏切の拡幅が行われますと、道路事情も変わってくると思います。現状のふくしの里の充実を図るべきと考え、お尋ねをいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えいたします。

まず、地域包括支援センターについてのお尋ねです。

高齢化社会につきましては、全国的な課題とされ、高齢者対策の充実が求められています。国は、団塊の世代が75歳以上になる2025年をめどに、重度な介護、要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括支援ケアシステムの構築の実現を目指しています。

この地域包括ケアシステムでは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが求められています。特に、近年では、単身世帯等の増加に伴い、生活支援を必要とする軽度の要支援高齢者が増加しています。このような高齢者の在宅生活を支えるため、多様な生活支援、介護予防サービスが利用できる地域づくりの体制を構築するため、支援していく必要があります。

本町としましても、生活支援の担い手の養成等を行うとともに、ボランティアや民間企業などの地域資源の有効活用等にも努めてまいりたいと思います。また、関係機関との情報交換を定期的に行うなど、これまで以上に連携を強化し、現在、生活支援、介護予防サービス等の関係主体の連携強化のための協議体の設置に向けて、構成団体の選定をしている段階であります。構成団体は、町の健康保険課介護保険係と町民福祉課福祉係、地域包括支援センター、町社会福祉協議会、柳井広域シルバー人材センター、民生委員、自治会、老人クラブ等を予定しております。11月を目標に、第1回の会議が開催できるよう協議を進めております。そして、誰もがができる限り住みなれた地域で生活することができるよう、住民ニーズに合ったサービスの提供を努めてまいりたいと思います。

地域包括支援センターの設置形態につきましては、現状では専門職の確保、また24時間対応の体制等の大きな課題があります。これまでどおり委託して、制度の改変に適切に対応していきたいと考えております。また、今後のあり方についても、社会情勢などを考慮し、町の実情に合った設置方法を検討していく必要があると思います。

次に、保健、医療、福祉、介護等の総合施設をふくしの里として位置づけてはいかがかとのお尋ねであります。

ふくしの里は、平成6年策定の田布施町高齢者保健福祉計画にあるふくしの里づくり構想で、当初計画した特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、在宅介護支援センターが平成7年度、老人保健施設が平成11年度に整備され、特別養護老人ホームの増床も平成13年度に整備されていますが、生活支援ハウスや保健センターについては、未整備となっています。

本年3月に策定した田布施町総合計画後期基本計画では、「地域における保健、医療、福祉、介護予防及び子育て支援など効果的に機能できる総合施設の整備が必要となり、今後、田布施庁舎問題検討町民委員会等で具体的に調査・検討してまいります」としておりますので、まずは庁舎の耐震化の問題に対応していきたいと考えております。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 委託で、今後、おやりになる包括支援センター。包括支援センターは、支援センターで、頑張っている。私も、たまにですが、用事がありましてお尋ねすることがある。

それとは別に、もっとしっかりと連携が必要なんじゃないかなと思いますときに、その地域支援事業も含めて、連携を行うといいましても、その拠点となる場所というのが、私は、必要になってくる

んじゃないかと思っております。

そうすると、その会議や何かはどこでも行えるのかもしれませんが、実際にここが動き出すとなると、こういうところの皆さんがおやりになったり、ボランティアの方をそこに集めたりということになると、どうしても場所というのにも必要になってくるんじゃないかなと思っております。

そういうもの一切を含めまして、ふくしの里構想というのが、私は、思っている。町長が、ふくしの里でおっしゃったように、私もあすこに保健センターという計画が、当初、あったということは覚えております。ですが、途中でそれがなくなったと。まあ、あれで終わりという言い方も変ですけど、現状のところ、一応の区切りを見ますよということだったと思うんです。

そうしますと、今から考えていくには、拠点施設というのが、もう早速にでも新年度から必要になってくるんじゃないかと思うんで、庁舎問題も大事かもしれませんが、そこに、もちろん大事なことなんですけど、また保健のそういう総合施設というか、総合的なところも、私は並行して別々に考えるのではなくて、並行してやっていかなきゃいけない。むしろ、ここ大事なことだと思うんですよ。

ですから、本当にその委託のままでいいのか、それをどういうふうに連携をとるのかということをお尋ねします。

施設利用者の方は、入所の中で、きちんと介護などの手だてができるんですけども、自宅介護の場合は、家族の構成によりまして、介護保険の適用ができない場合があるんですね。若い方がいらっしゃるという中で、なかなか難しい面があるんです。

先般、高齢者御夫婦の方から、大変、相談がございまして、ちょっとこれからどうしたらいいのかわからないということがございました。町のほうにもお尋ねしたんですけども、高齢者の求めていることと介護の実態、これが私は合っていないんじゃないかと、そこでは思いました。

そういうことを、町がきちんと認識をしてらっしゃるのかどうか。つかんでいらっしゃるのかどうか。そこは、横の連携がしっかりしてないから、こういうことが起きるんじゃないかなと思ってるんです。

ですから、本当に委託でいいのかどうかということ。もし、どうしてもその委託でいくとおっしゃるんでしたら、その横の連携強化はどういうふうになされるのかということをお尋ねいたします。

それと、ふくしの里のほうでは、言いましたように遊ばせている土地があるわけですね。これをどういうふうに考えていらっしゃるのか、まず、2点をお尋ねします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 議員さん御指摘のとおり、今、非常に高齢者の方が悩んでおられる問題があるんです。私も、周東病院等のいろんな勉強会にも、毎月というか年に2回ぐらい出させてもらって、こういう問題等もいろいろと研究するものの中に入って、参考にさせていただいております。

今、保健センター等の問題と、その総合的な連携がとれる施設という形になってくるんだらうと思いますが、現在、田布施町には、保健センター等総合的なものはできません。

今、最後に答弁申し上げましたように、以前、庁舎問題の検討のときに、一緒にあすこが使えると、一体となった保健センターを含めて、庁舎と連携をとりながら、そして高齢者福祉に対する、あるいは社会福祉に対する関係が、ちゃんと対応できるんじゃないかなというつもりでおったんですが、その辺も全て、今、流れている状態でありますので、新たにそういう問題をこれからやっていかなきゃいけない。

それと同時に、御承知のように、今、切り離したらどうかと言われましたが、庁舎問題も、やはり重要な案件の一つであるし、庁舎問題と、この保健センターとは別問題だという考えは、当然、ちょっと今のところ私の中には、一体でやっていくべき必要な事項だという認識を持っておりますので、その方向性で進めていきたいという気持ちを持っております。

ただ、今度、新年度から新しい総合事業を求められる包括支援センター事業に対しては、これも

30年までにはちゃんと対応しなきゃいけないというような通達が出ておりますので、これもそれに間に合うといたら、センターまでつくってまで間に合うわけじゃないかという状況であれば、当面の間は、今、委託している状況の中で対応しながら、将来に向けては考えていくという状況になるんじゃないかなというふうに思っております。

担当のほうとも、まだしっかりその辺の詳しい内容については話しておりませんが、新たな包括支援事業に対しての、県国からのいろんな指令出ておりますし、その辺を踏まえて、今後、地域といろんなボランティア団体、いろんな団体との連携強化をしっかりとって、対応できる包括支援事業もやっていかなきゃいけない。その中に、保健センターとの組み合わせをうまく取り込んでいくということが大事だろうと思いますので、一つ一つをこれからしっかりと精査しながら、それに向けて進めていきたいと。

すぐでもできるんじゃないかと、よいよええんですが、ちょっと時間がかかるなという、私は気持ちを持って。その間は、一応、委託している状況で、そこでしっかりと対応をしながら、目を光らしていく。これが、私のほうの仕事かなというふうに思っております。以上です。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） あの遊ばせている土地どうするのかということもお尋ねしたんですが、まずその連携をどうなさるの、ちゃんと掴めてないんじゃないですか。高齢者の実態が、現状で掴めてないんじゃないですか。

○議長（林山 健二議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 連携については、高齢者等相談があった場合には、その都度、電話等で情報交換をしています。日に何度も電話等で情報交換は行っていますが、介護の対象者の場合は、今、介護保険係で介護の認定者でない場合は、高齢者福祉係の対応になっているので、そこら辺でちょっと包括支援センターも戸惑うところがあるので、町民福祉課と健康保険課でも、もう少し連携をして対応していきたいと思っています。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 介護保険は、意外に、その決められてる以外のものがない場合があるんですね。同じ世帯の中にお若い方がいらっしゃると、もうだめとかっていう部分があるんです。そうすると、保険料では個々に払っている、個人が、一人一人が払っているわけですね。利用料も一人一人が払うんですけれども、いざとなるとそういうところでは、全体的な世帯というもので見てしまうので、なかなか、いきめのいかないところもあって十分でない。

そうすると、そこをどういうふうに埋めていくのかということですよ。私は、その辺の連携ができていないんじゃないかというので不安があるんです。そこが、高齢者の方の不安でもあるわけですね。

だから、本当にその介護あるいはその横の連携というのが、町長が、今、おっしゃっているようなことでできるのかなと。実際には、まだまだ実態把握ができてない、実態に合っていない介護はあるんじゃないかと思うんですよ。そのところもしっかりやっていただかないと、とても不安で、介護保険料払っただけで十分な介護が受けられないということも発生してまいりますので。

で、ふくしの里ですけれども、ここ大変、実はいいところなんですよ、町長。

こないだ、8月末から土砂災害の警戒区域の説明、町のほうはしてらっしゃいますよね。見ましたら、そこかかってないんですね。土砂災害の区域にも入ってないんですね、ふくしの里は。当然、津波も来ませんよね、現状では。そういう総合的に見ましたときに、ここは安全な場所ではないかと思うんですね。

それから、じゃあ田布施町全体で見たときどうなのかというと、さっき言いましたように、その道路事情も少しは変わってくる。それから、国木ですとか真殿とかそういうところから来られる方も、町長のところの家の前をまっすぐに来られたら、ここにたどり着くわけですね。割といい場所、災害

に対してもなかなかないんじゃないかと。防災面、これもしっかりして、いけるんじゃないかと思えますと、大変いいですよ。庁舎問題も、これはこれで大事なんですよ。

だけど、総合計画にも言われております中で、このふくしの里構想をもう一度見直されて、その保健センターも一切を含めて、総合計画の中に言われておりますように見直されて、これを早くやるべきじゃないかと思えます。そうすることが、町長の御答弁でおっしゃった、その団塊の世代の75歳問題、こういうふうなものにもきちんと対応をしていけるんじゃないかと思うんです。

まず、私は、ふくしの里は、下松市のような、大変、総合病院まで入ったものというのは、これは難しいだろうと思っております。ですが、今、田布施町の現状を考えましたときに、お医者さんが少なくなってるんですね。そうすると、将来は、ここに診療所も要るのかなという思いもあるんですよ。

ですから、保健センターというのは、保健センターの事務所だけが入るわけじゃないわけですね。いろいろなものができる。ちょっと高齢者とか、そういう集まっておやりになる。他の自治体の研修に行きましたときも、そういう施設でございました。

そうすると、ここは、将来、例えば災害があったときに、病気を持った人あるいは障がいのある人、こういう人の避難場所に最適な場所になるんじゃないかと思うんです。私は、単純に、ふくしの里を、もうちょっと充実をと言ってるわけじゃないんです。いろいろなことを考えましたときにあの場所はいいのではないか。さらに充実をしていくと、下松市には追いつかないかもしれませんが、田布施町のふくしの里、立派なのができるんじゃないかなとこのように思うわけです。

そして、もう一つは、城南地域の発展にもつながるんじゃないかなという思いもしてるんです。今、圃場整備ですとか進んできておりますし、いろんな区割りが、もうここ使わない、勝手に造成できないとか、そういう土地がかなりできてきているので、田布施町もそんなに簡単に新しい土地を求めるとするのは難しい状況にあらうかと思うんです。

ですから、ここを町長、もう一度ふくしの里を、早くお考えになってはいかがかと思うんです。大変いい場所と思っております。まず、あそこを遊ばせちゃもったいないですよ、その辺いかがでしょう。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 御指摘のとおりであります。

当初、あそこをつくることから、あのところをふくしの里とって、ふくしの里ちゃ何かなという感覚を持ってやってたんですが、今、正直言いまして、あのふくしの里の下には、JAさんがやるところですが。こないだ私も、よくは分からなかったんですが、「あすこの池何かも全部町の土地だ」つって、「うそじゃろう」ちゅうたら、「いやそうじゃ」ちゅうけえ、私もうっかりしてました。それだけ、あすこは、結構まだ広い用地もあります。交通の便も決して悪くない。できることなら、その辺もしっかり含めてやっていければいいなという気は持っています。

それと一つ。一番、私も、柳井二次医療圏内の周東病院の会合等でいつも話すんですが、田布施の場合にはお医者さんが非常に少ないということと、総合的な医療でという部分がないということで、大変、柳井市にしろ、近隣の病院を持っておられるところに御迷惑かけて、御協力いただいて感謝してますという言葉から挨拶をさせてもらうんですが。

正直言うて、あのあたりにも、ひとつできることならという医療に関わる対応をもっとできる状況があれば、なお、保健センター兼ふくしの里をつくった予定の中で、すばらしい場所だというふうに思いますし、まあ病院ちゅうことになると勝手にできるもんじゃありませんけど、その辺も踏まえた長期的な、やはり我々団塊の世代もうすぐ来ますんで、もっともっとそういう高齢者が増えてくる時代にもって、まだもう少し時間に余裕があるとは言ってもすぐだと思えますんで、できるだけ早くその対応をしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 遊んでる土地、あれ結局、農協の倉庫がありますけれども。町長が

おっしゃったように、その池、あの入口からずっと上が、老健施設は除きまして、もう売ってしまいましたんでね。全部田布施町の道かと思いましたが、あれも道ではなくて、町の土地だということなんでね。あれを総合的に考えますと、大変いいものができるんじゃないかと思うんですよ。

私は、てっきりあそこで、何か、今、葛の根がなかなか不足しているっていうんで、葛の根を田布施町は栽培するのかなと思いましたが。本当にあの池のフェンスに葛が絡みついている、池の中、何があるんだろうかと思うような状況でございますので、ああいう見栄えも、美しいまちづくりもあるんですからね。あのまま放っておかれてはいけないと思っております。

ぜひぜひ、また煮詰めていただいて、庁舎は庁舎でおやりになって、これはこの構想はこの構想で進めていただいたらと思います。これ以上聞いても、それ以上の御答弁はないかなと思いますので、ちょっとこれ置きます。

2問目に移ります。

すみません、1つ言い忘れました。私は、城南地域は城南学園もあり、総合支援学校もございますので、城南地域全体、ふくしのエリアというのもいいんじゃないかと、この間から思っているんですよ。そのことを申し添えます。

2番目に移ります。

震災対策についてでございます。6月議会に引き続き、液状化についてお尋ねいたします。

地震による液状化の被害は、川や海の側、低い地域を埋め立てた土地、湧き水の豊富な土地が言われております。本町も例外ではないと考えることは、6月に申し上げましたとおりでございます。

地震によって、津波という現象が起きる場合があります。しかし、地震と津波は常に同時に起きるものではありません。液状化は地盤の条件により、一定程度以上の揺れが起きたときに発生しております。県内の最近の例としましては、岩国市内の埋立地におきまして、芸予地震のときに液状化現象が起きております。

町長の6月御答弁では、山口県地震被害想定調査報告書で、県内の自然現象、液状化についての公表がされており、本町にも液状化の恐れがある地域が含まれるということでありました。県の公表されたもので、町内のマップとして利用することは難しいということでもありました。

しかしながら、平成27年3月末に作成されました「田布施町津波ハザードマップ」の裏面の「地震津波から身を守るために」では、液状化について、「田布施川沿岸において液状化危険度が高くなっています」とこうあるんですね。「建物被害では31棟の全壊、84棟の半壊が想定されます」と書かれております。

また、液状化危険度の県内地図には、拡大されたものもあります。この地図で見る限りにおきましては、「極めて高い」「かなり高い」とされるところも、町内にあるように見られます。この地図をもとに、町民にわかりやすく示されてもいいのではないのでしょうか。

そもそも、このハザードマップ等は田布施町が出しているものであり、町内各戸に配布されたものです。町民から問われたら答える責務が田布施町にはあると考えます。町役場がありますこの場所も危険地域になりますか、お尋ねをいたします。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2点目についてお答えいたします。

液状化危険度のわかりやすい図面の作成についての御質問であります。田布施町津波ハザードマップに記載のとおり、県東部で液状化の危険度が高くなる傾向があり、田布施川沿岸において、液状化危険度が高くなっている」としております。

この津波・高潮ハザードマップは、県のデータに基づいて作成したものであります。液状化につきましては、山口県地震・津波対策検討委員会において、震度分布と土質状況をもとに、250メートルメッシュごとの液状化指数と沈下量を算出し、液状化の危険度を想定しています。

液状化の図面は検討委員会の資料の中で示されており、山口県のホームページで公開されてますが、

液状化危険度がわかりやすい詳細な図面等は、県に確認したところ、現在は無いとの回答でした。

また、町役場は液状化の危険地域であるかとの御質問ですが、現時点では断定する資料やデータもなく、周辺地域への影響もあり、今後の詳細な調査を待ちたいと思います。以上であります。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 県のホームページにもあるんですが、田布施町のホームページにもきちんと出してらっしゃるんですね。はじめに言いましたように、県の資料をもとに出したもんだからとか、県がつくったもんだからというのは、これは言いわけに過ぎないかなという気もするんですね。

今日は持ってまいりましたが、これでございますよね、ハザードマップ保存版。このわざわざ保存版と書いてありますんで、私も棚の上のほうに置いておまして、本当に保存でございます。でも、これ保存だけじゃいけないんですね、ちょこちょこ出して確認しなきゃいけないんですよ。それを私も忘れていたんですが、うかつだったんですが、町長も6月の答弁のときに、このことをすっかりお忘れになってたんじゃないかなと思うんですよ。町長は、皆さんに、これ配るだけじゃいけないと思いますよ。町長御自身、しっかり頭の中に入れておく必要があるんだろうと思います。

今日、持ってまいりました。これは、保存版ということでございますので、この間お尋ねをしたときに、その地震のハザードマップも、私、この中に入れております。それから、この高潮ですね。それから、これでございますよね。今、私、申し上げたのはこちら側ですよ。これ、ちゃんと被害想定までしてあるんですよ。この被害想定、どういうところから出されたんですか。その液状化による倒壊、半倒壊。これね、何にもなく、田布施町が根拠もなく、こういうものを出すというのは、非常に、むしろ危険なことだと思うんですよ。

何らかの根拠があつて、ここまでのものをお出しになるんだろうと思うんです。お尋ねいたします。

○議長（林山 健二議員） 鳥上建設課長。

○建設課長（鳥上 清史君） 6月のときも、ちょっと被害想定調査報告書だけ考えて出しておりましたけど、よくよく調べてみますと、山口県地震防災対策推進検討委員会というのが、平成24年につくられておりました。その中で検討しておりました資料の中で、「南海トラフの大地震の被害想定結果」というものがございます。その中に、家屋の揺れに対する被害、液状化に対する被害、土砂災害に対する被害、そういった資料が全て載っております。その中の資料を抜粋して、この「津波ハザードマップ」の裏面に掲載しておる状況でございます。

この「津波ハザードマップ」そのものの浸水想定も、全てが県のこの検討委員会の中で出されたものを、田布施町のほうでハザードマップにして、資料をつくって、各戸に配布している状況でございます。

私どもが、田布施町が、そういった検討をする、委託なりをしておれば、私どものほうで全て把握をできておりますが、いかんせん県のほうでやられておりましたので、ちょっと詳細に知ることができませんで、後から気がついた状況でございます。どうもすみませんでした。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 私も一般質問を、こうして立ちますときにはいろいろなものを、新聞記事だとか、本当にこれがそうなんかなというところも思って、安易に人のお話だけとかそういうものだけでは、なかなか皆さんの前ではお話しできないんですよ。

町も今の、町長も課長も御答弁ですけれども、やはり町のものとして出すからには、やはりその元になる、これはなぜこういうものが出たんですかと、こういう数字がなぜ出たんですかというものをお聞きにならなきゃいけませんよ、県に。県がこれ出したものだからそのまま町民に配るとするのは、御自分たちが何の根拠の把握もないのにただ配るとするのは、町民に対して失礼じゃないかなという気も私はするんですよ。

それと、あなた方、もし町民の人から、これどこですかって聞かれたらどうされます。答えられな

いでしょ、今のような御答弁じゃ。やっぱり出されるからには、ここのとこなんですよ、田布施町なんですよ。これは、決して山口県じゃないんです。ここが大事なんですよ。町民は、こうして田布施町と出して出されたものは、田布施町が出したものだということに思ってるんです。田布施町、町のほうできちんとこれをおやりになって、お出しになったんだらうなというふうに感じるんです。

ですからもう一度、これをきちんと県のほうにお聞きになって、もっとなぜこういうことになるんですか、この資料間違いないですかと、はっきり聞いていただけませんか。そうすればね、町長、ここの土地がどうなのか、対象になってるのかどうかも、もう本当はわかってるんだらうと思うんですけども、ちゃんとおっしゃれると思うんですよ。

周辺への影響というのが、町長の御答弁の中にございましたけれども、埋立地とか川のへりとか、こういうところが危ないということを考えましたときに、まあ確かにここも入るんだらうと、そういうことだけを思いましてもね、ここも入るんだらう。

ところが、それを言いますと、言いにくいというのはわかるんですよ。その町の開発した中央南だって、もともとは、まあ今も川のへりですけども、田んぼだったり何かして埋め立ててる場所、そういうものを含まれるんだらうかということになります。

ですから、それはその影響というのを考えますと、なかなか言いにくい面もあろうかとは思いますが、正確なことを知る、正しいことを知るというのは大事なことです。知らないままに、ああ大丈夫かなと思っていたんでは、防災に対しての心構えが違ってきます。

ですから、私は、本当にこういう町としてお出しになるものでしたら、町がよく、田布施町としてよく検討されてお出しにならなきゃいけない。あまり県の資料だからってそのままお出しになるようなことはよくない。お出しになってもいいんだけど、そこはきちんと根拠なりを把握しておく。それが無いのにね、おやめいだだきたいと思います、こういう説明もできないような。これどこですかと聞いたときに、どこを想定して全壊、半壊があるんですかと、答えられない。もしかしたらうちかしらと思う方もいらっしゃると思うんですよ。

その点は、町長いかがですか。あまりこれは、このマップだけではございません。いろんなものについてもそうだらうと思います。

○議長（林山 健二議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 申し訳ございません。御指摘を受けたとおりでありまして、しっかり県がやってくることに対して、鵜呑みにするついたら表現が悪いんですけど、まあ多分液状化等については、皆そういう状況が強いんじゃないかなと思います。

特に、隣の平生町さん何かは、こないだちょっと話聞いたら、「ああ、うちらが一番怖いところやの」と、「地震があったら、まず液状化じゃの」と言われました。その点、田布施町の場合は、そういう感覚が非常に薄いという表現をしたら悪いんですが、町として、やはりそういうものはちゃんと出していくべき決めごとだらうというふうに思っております。

ただ、県がやったのを、まるっきり鵜呑みにするちゅうことではないんです。以前、土砂災害マップで、何でここが土砂災害になるんかって、県の業者をよう呼んでからもう一遍確認せいやって言って、皆さんも御承知かと思いますが、保育所があったとこの、あんなところが土砂災害で被害をこうむるわけじゃないか、もう一遍調べてくれいちゅうて、お願いまで、県にしたらどうかちゅうことまでやっておりまして、やはり、そういう危険度は、やはり住民の皆さんにちゃんと周知するからには、私どもは、やはりちゃんとその辺をしっかりと認識した上で、過去にそういう例があったかとかないとか、あるいは過去にこの地域の津波がどうじゃったんか、あるいはその地震に対して、流動化がどの程度あったんかっていうのも、全然、正直言って私ども知らないし、調べたこともないし、聞いたこともないんで。今後は、しっかりそういう県の資料をいただいたことと同時に、町として、そういう法的なものとして、ちゃんと対応しなきゃいけないことはちゃんとやっていくということでありまして。まあ、近隣にちょっと障害っていうのは、私が言わなくても御存じであらうと思います。



それを出すことによって、大変な問題が逆に起きた場合に、これはまたちょっと慎重にということもあろうかと思えますし、やっぱりそういう関係者に対しての説明も、しっかり注意を払って理解をいただくという方法をとらないと、わしのとこの土地はおかげでとか、わしの建てちよる家はおかげでとか、わしの建てちよる建物はおかげでとかちゅうような状態が、それこそ勝手に歩き出したら収まりがつかない状況を起こしても困るという不安もありまして、しっかりとその辺は調査して、勉強して、そして理解いただいた上で、やはり、法に定められたとおり、町として住民に報告すべきものはちゃんと報告して理解をいただくという方法をとっていきたいというふうに思っていますので。

まあ申しわけございません。本当、言われるとおりです。御指摘をされて、ぐうの音も出ないんで、これ以上よう申し上げませんが、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） ぐうの音も出ないとおっしゃる町長に追い打ちをかけてはいけないんですけども、いろんなもの、土砂災害もそうですけど、やっぱりそういうマップが出されますと、土地の評価とかいろいろ関わってくるわけですね。でも、それもわかるんですが、それでもやっぱり土砂災害のマップは出されています。

だから、液状化もそういう観点に立てば出せるんじゃないかと思うんで、周辺のところへ、この影響を考慮されるのと同時に、皆さんが、揺れたときの対策、もしかしたら建物の対策はできるんでしょ、液状化の。ただ、だけどその周辺の液状化に対して対策ができるかといったら、その全部をつていうのは大変に難しいんで。

いろいろ、だけど対策をわかれば対策をされる方もあるんじゃないかなと思いますので、その辺はお考えを、また新たにされたら、そういう方向で見られたらいいんじゃないかなと思いますけど、もうこれ以上は申し上げません。また、機会があればお尋ねいたします。

最後に、教育長にお尋ねをいたします。

就学援助についてでございます。子どもの6人に1人が貧困と言われ、問題になっております。貧困といいますが食べるものがない。そして、飢えに苦しむ。こういう状況の絶対的貧困を思いますが、今、問題になっておりますのは、経済的理由で食費を減らしたり、病院に行けなかったりと、社会の中で普通の暮らしができない相対的貧困、これが問題になっているわけです。

9月5日の中国新聞に、子どもの貧困問題の記事がありました。その中で、「相対的貧困は周囲に見えづらいからこそ、奨学金など公的制度のサポートが大切」と大学の先生の話もありました。

本町でも、子どもの貧困は決して例外ではありません。この前の質問から何度も申し上げてることでございます。昨年6月、本年3月と、本会議で就学援助の充実についてお尋ねをしております。就学援助の入学準備費支給の時期を早くできないかとお尋ねしておりますが、教育長の御答弁は、「認定前の支給は、現状では困難」ということございました。

しかしながら、平成27年8月24日、文部科学省が出しました通知では、5の留意事項のところ、「要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目については児童生徒が援助を必要とする時期に、速やかに支給することができるように十分配慮すること」括弧書きがございまして、「特に新入学児童生徒学用品費等」とございます。

そもそも、入学時準備費が1学期が終わろうとする頃の支給では、準備費とは言いがたいと思えます。準要保護に対する補助金は廃止となり、一般財源化されましたが、通知はそのことについても触れております。ここは、町長部局にも聞いていただきたいところでございます。

準要保護に係る就学援助費については、所要の事業が地方財政計画に計上され、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されております。このことに鑑み、各市町村は、「教育委員会において、予算の確保等当該事業が適切に実施されるよう、あわせて御指導願います」としてあります。

私は、就学援助制度が今後ますます充実して、希望する人ができることなら皆この制度を利用することができる、こうなればいいと思っております。まず、本年度の援助費の支給開始は何月でしたか

しょうか。

昨年、早期支給を行っている自治体例を紹介しましたが、検討されましたでしょうか。27年8月24日付、要保護児童生徒援助費補助金の事務処理についての文科省通知を、教育長はどのように受けとめられましたか、お尋ねをいたします。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼します。それでは、就学援助に係る各御質問についてお答えをいたします。

就学援助の新入学児童生徒に対する入学準備金についての御質問であります。

以前も御紹介をさせていただきましたが、学校法19条におきまして、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」となっておりますが、本町におきましても、できる限りの御支援をいたしているところでございます。

入学準備費につきましては、本町では就学援助費の中で、新入学児童学用品費として、小学生が2万4700円を、新入学生徒学用品費としましては、中学生2万3,550円を支給をいたしているところでございます。

それではまず、第1点の御質問の支給開始時期は何月かの御質問でございますが、本年度につきましては、これまでどおり就学援助の認定は町民税の所得割課税額において認定しているため、税の確定が6月以降となっており、支給開始は本年度認定者に7月25日付で4月から7月分を、小学校1年生は新入学児童学用品を含めて4万4,480円、中学1年生は5万3,730円を支給いたしております。

次に、2点目の入学準備費を早期支給された自治体を検討したかとの御質問でございます。

御紹介いただきました自治体、またその他の自治体から情報をいただき、検討をさせていただきました。その結果、入学準備費を早期支給されている自治体は、まだ少ない状況ではありますが、一つとしては就学援助により早期に入学準備金を支給している自治体、もう一つは入学資金貸付制度をつくって、それにより支給されている自治体とがございました。

まず、最初に申しあげました就学援助で入学準備費を早期支給される自治体では、1月末までに申請手続をし、2月下旬から3月下旬に支給を行っておられます。しかし、就学援助の入学準備費の早期支給の認定において、前々年度の所得割課税により支給決定を行っており、今まで本町が行っていた認定基準年が変わるため、その調整が必要になるということがわかりました。

2つ目の入学資金貸付制度を行っている自治体は、就学援助費の新入学用品と年間の学用品費の合計を上限として、小学校では3万1,890円以下、中学生へは4万5,870円以下を早期に貸し付け、就学援助費1回目の支給の際に返還することとなっております。また、この制度も前々年の認定基準とされておりました。こうした自治体の実態を精査し、国の動向も鑑み、本町のあり方について検討させていただいております。

3点目の国の通知をどう受けとめているかとの御質問でございますが、国の施策として、要保護者の方に対しての通知について、御案内を先ほどいただきましたように、留意事項として、「要保護者への支給は当初から開始し、各費目について児童生徒が援助を必要とする時期に、速やかに支給することができるように配慮すること」と。「特に、新入学児童生徒学用品費等」となっており、要保護者については町民福祉課と連携をしてみたいと思います。

また、準要保護の救済措置としましても、これらの趣旨を尊重し、就学援助・他の援助支援等全体で検討し、児童生徒の入学準備がスムーズに整うよう、これからも就学支援の充実を図ってまいりたいというふうに思っております。

本町で、入学準備費の早期支給を実施するためには、就学援助の中で、新入学児童生徒に対して支給しています入学準備費の早期支給を行うようになると思われま。1月末までの申請により3月の

支給とし、前々年度の所得割課税によって、仮に認定を行うようになりますが、ただ、この認定につきましては、前年の所得割課税額の確認を行い、再度認定手続を6月以降に行うこととなりますので、そのとき不認定となる場合は返還をしていただくこととなり、保護者に二重のお手間をおかけすることになると思われますが、以上のことを踏まえ、制度変更の検討をいたしてまいりたいというふうに思います。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 今の御答弁をそのまま受けとめますと、来年からは実施をされるというふうに解釈していいのでしょうか。どうもその辺がはっきりおっしゃってなかったと思うんですよ。一生懸命聞いておりましたけど、検討していくというようなことで来年からやりますとはおっしゃらなかったんですね。

そこのところをはっきり来年からやりますよということになると、もうこの次の1月までにやるということになると、もうそろそろそういう手だてをしていかなきゃいけない。皆さんに知らしていかなきゃいけないということが出てきますね。だから、新たな要綱のようなものを、全児童生徒に配ったりとかっていう手間も必要になる。これはいつからおやりになるんですか。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今の答弁で御理解いただけたかなと思ったんですけど、まあ来年度という形で一生懸命やっていきたいという気持ちでありますのが、伝わったかと思いますが。

今、おっしゃったように、いろんな手続がございますので、そういうことも含めて、私たち非常に臆病でございますので、もしちゅうことがあったら困りますのでそういう答えになりましたが、できるだけそうなるように頑張りたいというふうに思いますし、調整をさせていただきたいというふうに思いますし、御理解も関係の方にいただくように努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） じゃあ来年からというか、もう早速おやりいただけるんだなというふうに理解をいたします。そうなりますと、せっかく、そのところを教育長が、ちょっとはっきりおっしゃらなかったのが、私、最初の答弁のときにずっと気になっておりましたね。でもまあ、おやりになるということで、私は、了解をいたします。

ですけど、そうなりますと、やるのにまだ言うんかと思われるかもしれないんですけど、私が昨年6月に質問をいたしました。で、国の通知がその後の8月です。そうすると、本会議でもあり、国の通知も来、そうしたらむしろ私は、今、来年からというんであれば、去年おやりになって、もう今年の中から、この3月から支給ができたんじゃないかと思うんです。やると言われたからといって、なかなか、うん、そう頑張ってくださいとは言えないですね。じゃあもう1年早くできたんじゃないかというのが、私の考えでございますが、いかがでしょうか。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それを言われると大変困るんですが、いろいろまあ、その調整等を御理解をいただかなきゃなりませんし、ずっと議員さんからも、こういう点については、国よりも早くそういうことを訴えておられましたので、私も、方向としては、いろんな同じ同感の面もありましたので、まあ多様な改革とか見直しも必要でありますんで、どうしても田布施町といえども、やっぱり一つの仕組みを変えるというのは大変なことでございます。

それで、そういうこともありまして、ずっと知らない顔をしておったわけじゃありませんけど、やっぱりそういった形で、これでも急いでやって頑張っておりますので、褒めていただけるのかなと思いましたが、そういうことで慎重にも対応していかなきゃなりませんので、まあそういうことで、急にやいけませんけど、まあ慎重にやらなきゃいけないというところで御理解いただけたらと思います。

○議長（林山 健二議員） 國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） それは、いろいろな事情は、まあ大体のところはわかるんですが、まあやればできるんじゃないかなと思っております。

それと、今朝ほども学校関係の質問がありましたけども、学業、学力ですとか体力とか、子どもたちがどこかでいろんなクラブ活動とか何とかで、優秀な成績をおさめたよというのは大変見えやすいんです。見えるんです、はっきり。だけど、この貧困は見えないんです。そして、やっぱり子どもの心に、私は、傷を残すことがあるんじゃないかと思うんですね。だから、見えないところにも、教育長にしっかり御配慮をいただけたらという思いがあるんです。

ですから、最初に申しあげましたように、できることなら希望者が全員この制度を使えるというのが、私は望ましい。希望しない人は、受けなくて、制度を使わなくていいんです。だけど、希望する方は使えるというのが、私は、一番望ましいと思うんです。こういう制度、私は必要ないですと言われる方、その方に押しつけるものではございません。

9月9日の朝日新聞に記事がございまして、「義務教育費、給食教材費、完全無償化じわり拡大」というのがございます。教育長も、もしかしたら読まれたかもしれないんですけどね。これはまあ教育長だけではなくて、町長部局にも関係するんですけども、ちょっと読んでみますね。「給食費など義務教育でかかる費用を自治体が負担する動きが広がっている」ということが書いてございます。

「それは、少子化や過疎化、子どもの貧困問題を背景に、手厚い支援で子育て支援の流出を食い止め、新住民を呼び込む狙いがある」というんですね。

で、少しずつ給食費の無償化とかいろんなものが、他の自治体でもおやりになってるみたいなんです。そうすると、その就学援助の中に給食費が必要なくなります。それから、教材費が、もしそこで町が見るんであれば、それもなくなります。そういうこともあるんで、総合的に考えていけば、就学援助だけが決してこれを背負うものでもないかなと。その子どもの貧困に対してはですね。町のほうも、総合的にこういう無償化というのも考えていく時期なのかなというふうに、私は思っております。

で、いつでしたか、もうお話ししたと思うんですけども、憲法の26条ですね。「義務教育は無償」という、ここが本来、ここから出てるわけですからね。そういうこともお考えをいただいて。

それと、もう一つ。通知の中に触れていることがあるんですね、生活扶助基準の見直し。要するに、生活保護費の基準が下がったというところがございますね。そこについても、「これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにすることを基本的考え方とする対応方針を確認しています」と。

ですから、私は、今までの、例えば田布施町は、ちょっと違う計算方式で基準を決めていらっしゃる。だけど、もし今まで、以前のような生活保護費の1.2とかという額でしたら、今はその額に当てはめた場合は、確実に就学援助費は低いと思っております。

ですから、もう少しこの点もお考えをいただけたらと思って、新年度に向けて、就学援助の準備金ができるだろうということを確認をさせていただいて、終わらせていただきます。

○議長（林山 健二議員） 以上で、國永美恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

午後2時55分休憩

午後3時05分再開

○議長（林山 健二議員） 休憩を取り消し、本会議を再開します。

日程第5. 議案第40号

日程第6. 議案第41号

日程第7. 議案第42号

日程第 8. 議案第 4 3 号

日程第 9. 議案第 4 4 号

日程第 10. 議案第 4 5 号

○議長（林山 健二議員） 日程第 5、議案第 4 0 号平成 2 7 年度田布施町歳入歳出決算の認定についてから日程第 1 0、議案第 4 5 号田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例まで 6 件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日提案いたしました 6 議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第 4 0 号は、平成 2 7 年度田布施町一般会計及び特別会計 4 件の歳入歳出決算について、さきに監査委員の審査を受けましたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、その意見をつけて議会の承認をお願いするものであります。

決算の概要であります。平成 2 7 年度は、第 5 次田布施町総合計画の前期計画が最終年度を迎えたことを踏まえ、法人保育園改築補助、尾津漁港海岸保全事業、小学校非構造部材耐震化事業など、住民の安全・安心対策や教育等の分野を中心に、かねてから懸案となっていた諸課題について完了、また着実に継続させるべく取り組んでまいりました。また、新たな国の施策に沿った地方創生関連事業については、手探りの面もありながらも、情報収集や調査研究をしながら、前へ進めてまいりました。

そして、同時に前期計画に掲げていた事業の進捗や課題の整理をしつつ、平成 2 8 年度からの後期計画、また「まち・ひと・しごと総合戦略アクションプラン」を策定し、今後の事業展開に向けた準備を整えることができたのではないかと考えております。引き続き、計画に基づいて住民の皆さんの安全・安心対策をはじめ、将来に向けた取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

それでは、一般会計の決算状況について説明いたします。

歳入総額は 5 9 億 5, 6 8 8 万 6, 2 0 6 円で、前年度に比べ 7, 9 4 5 万 5, 6 2 0 円、1. 3 % の減であります。また、歳出総額は 5 6 億 7, 8 9 1 万 3, 4 6 0 円で、前年度に比べ 2 億 1, 6 5 5 万 8, 9 9 4 円、3. 7 % の減であります。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、2 億 7, 7 9 7 万 2, 7 4 6 円の黒字であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源 4, 5 0 5 万 8, 0 0 0 円を差し引いた実質収支は 2 億 3, 2 9 1 万 4, 7 4 6 円であります。

次に、歳入歳出の主要項目について説明いたします。

町税は、1 6 億 9, 5 8 6 万 3 8 9 円で、前年度に比べ 1 4 万 1, 8 9 3 円の増収であり、ほぼ前年度と同額となりました。これは、法人町民税は増収となりましたが、固定資産税が減収となったことによるものです。

地方消費税交付金は、税率の引き上げ効果の通年化したことにより、1 億 1, 6 4 2 万 2, 0 0 0 円の大幅な増額となりました。

地方交付税は、普通交付税の増により、前年度に比べ 3, 8 6 7 万 2, 0 0 0 円の増額となりました。

国庫支出金につきましては、保育所運営費や地方創生関連交付金、社会保障・税番号制度システム整備事業などにより、1 億 2, 8 1 4 万 2, 3 5 5 円の増額となりました。

県支出金につきましても、国民健康保険や後期高齢者医療事業に係る保険基盤安定や子育て支援特別対策事業などにより、6, 6 1 5 万 4, 7 5 4 円の増額であります。

町債でございますが、前年度は繰上償還借換債を、2 億 8, 1 6 2 万 5, 0 0 0 円を発行しましたが、本年度は発行しなかったことや、消防無線デジタル化整備事業が完了したこと等により、3 億 5, 5 4 2 万 5, 0 0 0 円の大幅な減額となりました。

続きまして、歳出であります。前年度に比べて総額で 2 億 1, 6 5 5 万 8, 9 9 4 円の減になって

おります。その主な要因は、前年度に実施した町債の繰上償還を、本年度は実施しなかったことによる減であります。なお、平成27年度中に実施した諸事業、行政事務の内容は、お手元に配付しております決算書及び事務執行状況概要等の附属資料のとおりであります。

続きまして、国民健康保険、下水道事業、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計についてであります。その決算状況はそれぞれの決算書のとおりであります。なお、歳入歳出決算等審査意見書において監査委員から指摘を受けました事項は、各課に検討させ改善等を図るように指示しております。

以上、各会計の決算について、その概要を説明しましたが、慎重なる御審議をいただき、認定をお願いいたします。

次に、議案第41号は、田布施町一般会計補正予算（第2号）であります。

まず、歳入であります。地方特例交付金として普通交付税、繰越金については、数値の確定に伴う補正であります。

国庫支出金は、公共土木施設災害復旧費や社会保障・税番号制度システム整備事業、社会資本整備総合交付金などにより増額補正をしております。

県支出金は、小規模治山事業、森林環境活動サポート事業などの増額補正です。

町債は、小規模治山事業や災害復旧事業債、確定による臨時財政対策債は増額としておりますが、当初予算で計上しておりました消防団3分団の消防機庫の移設については、平成29年度に麻郷地区地域防災センター敷地内に建設することとしたため、関連する事業債の減額により、全体では減額補正としております。

次に、歳出ですが、各費目において、異動等による人件費の補正をしております。

その他各費目の主な内容であります。まず、総務費は、繰越金の計上等により生じた余剰金を、法令に基づき、財政基金積立金として8,500万円を計上したほか、社会保障・税番号制度に係るシステム総合運用テスト経費の計上などにより、9,369万6,000円の増額補正としております。

民生費は、来年度から予定している小学校3年生までを対象とした子ども医療費助成事業に係る準備経費や社会保障・税番号制度に係るシステム総合運用テスト経費の計上などによる増額補正であります。

農林水産業費の増額は、県事業の採択による小規模治山2カ所分の事業費のほか、竹チップパー、これは竹等の粉碎機であります。その購入補助経費を追加計上したことによるものであります。なお、竹チップパーの購入は、消耗品代等を除き全額県補助金を財源としております。

土木費の増額は、下水道事業繰出金や波野団地南防水シート改修事業について、事業の進捗を促進するため増額補正したこと等によるものです。

消防費であります。先ほども御説明しましたとおり、消防団第3分団の消防機庫の移設を、平成29年度に実施することとしたことによる関連経費の減額補正等であります。

災害復旧費につきましては、豪雨災害に係る公共土木施設災害復旧事業として、国庫補助事業2カ所分の経費を追加し、単独事業20カ所分の経費を増額しております。

公債費は、繰上償還金を追加計上しております。これにつきましても、繰越金の確定による余剰財源を活用し、公債費負担を軽減しようとするものであります。

以上により、歳入歳出それぞれ1億7,735万1,000円を増額補正し、予算総額を59億8,246万1,000円とするものであります。

議案第42号から議案第44号までは、特別会計に係る補正予算であります。

議案第42号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。補正内容は、制度改正に係るシステム改修や前年度療養給付費の返還金などです。

議案第43号は、田布施町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。主な補正内容は、6月18日の豪雨による水路壁が転倒した大波野雨水1号幹線に係る災害復旧事業費の追加でありま

す。

議案第44号は、田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。補正内容は、前年度精算や介護給付費準備基金への積立金等、所要の補正であります。

次に、議案第45号は、田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例であります。

本案は、新教育長制度への以降に伴う改正及び学校評議員等教育委員会に係る報酬規定の整備を行うものであります。

新教育長制度への移行につきましては、昨年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」が、常勤の特別職として設置されました。経過措置として、この法律の施行の際に、現に在職する旧教育長については、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとされていましたが、尾崎龍彦教育長の任期が、本年9月30日をもって満了することに伴い、教育委員長も廃止されることから、教育委員会委員の報酬を「委員」に一本化するものであります。

また、学校評議員制度を廃止され、コミュニティ・スクール制度への移行が行われたことから学校評議員を削除するとともに、小・中学校非常勤講師については、現在該当がありませんので削除するものであります。

以上、本日提案申し上げました議案6件について、その概要を説明しましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係者から説明いたしますので、よろしく審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（林山 健二議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第40号、質疑はありますか。國永議員。

○議員（1番 國永美恵子議員） 一般会計のところでお尋ねをいたします。実質収支額が2億を超えております。ここ数年の決算を振り返ってみますと、2億を超えるというのはなかったように思いますが、この要因はどういうことでしょうか。

それで、節約をされたとか、特別に何かあって要らなくなったということならともかく、本来やらなければいけない事業をやらなかったということだったら、これはまた問題があるかなというふうに思います。

見ましたところ、総務費で6,500万円からの不用額、それから民生費で5,700万円からの不用額、これを足しますと1億2,000万円ぐらいになりますね。こういう影響もあるのかなと思うんですけども、普通に考えますと、補正予算のときの調整というのがあるんじゃないかなと、このように考えます。

この2億を超える要因というのをお尋ねするんですが、委員会もございますので、大筋でお答えをいただけたらと思います。

○議長（林山 健二議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 実質収支額が、今回、2億3,291万5,000円ということで、2億円を突破したというのが、平成10年度に2億1,620万6,000円、それから平成16年度にも2億3,98万6,000円ということで、それ以来の2億円突破ということになっております。

先ほど國永議員さんも言われましたけど、うちのほうとすれば、常に不用な事業に対する執行につきましては、不用額を出すようにということで、不用な執行をしないようにということは、各課のほうに指示しておりますけど、実際に今回2億円突破したっていうことの要因の中では、通常22年から26年度の実質収支額を平均してみましたら、大体1億3,800万円ぐらい。その前の10年間でやっても、大体1億3,000万円ぐらいが実質収支額の平均でございます。

ですから、今回2億3,000万円ぐらいですから、1億円近くぐらいの実質収支額が多いというのが現状であります。うちのほうとしても、ちょっと要因を調べた結果、1つには、昨年、地方創生

の関係でいろんな国の交付金をとってきました。最終的に3月の補正で、地方創生の加速化交付金というのを補正させていただいて、2件の申請を出しましたが、1件が不採択ということになりました。

あと、当初予算から計上しておりました地域経済循環創造事業という国庫事業、同じ国庫補助金で入って、同じものを民間のどぶろくの製造業とか、ハムとかソーセージの加工をやりたいというお話がありましたので、それを全く歳入と歳出の同額をなんですけど、そちらの事業所への申請ということで。一時採択が見送られて、再度出したいと、借入先も変えたいということでやってたんですけど。最後まで申請が、民間業者からの御相談がなかったということで、不用が出たということでございます。主に、節別でちょっとお話ししましたら、委託料が、大体、不用額として、監査委員さんには50万円以上の不用額の一覧表を出しまして監査はいただいておりますけど、委託料で、大体、全体で不用額が823万円ぐらいございます。その中の内訳を見ましたら、先ほどの地方創生加速化交付金の関係でサテライトオフィスの関係、これ3月補正したんですけど、440万円ということで不採択でございます。あと、多子世帯の保育料等の軽減事業、それから子育て世帯の生活支援事業ということで商品券を子育て世帯に配ろうというのが、160万円の不用額。それから、親元近居奨励事業ということで177万円の不用額、それから地方創生総合戦略の策定事業ということで188万円の不用額という形で、全部が地方創生の総合戦略でやっている事業でございます。

それから、負担金補助での不用額というのが、一番大きく4,400万円ぐらいでございます。こちら3月補正でお願いしましたサテライトオフィス等の推進事業で不採択となりました事業が2,200万円でございます。

それから、9月補正で同じくサテライトオフィスの事業ということで、光ファイバー網の整備ということで、これが工事の精算の関係で不用となりましたのが200万円。

それから、先ほど地域経済循環創造事業というのを言いましたけど、民間業者へ補助金を出すというのが1,500万円が不用となっております。

そのほかにも、民生費ということで言われましたけど、身体障害者福祉費の中で、福祉サービスの事業費の見込みの関係で、減ということで2,060万円。

それから、あと都市計画総務費の関係で、下水道会計への繰出金で、消費税の還付が多く入ってきたとか、流域の建設負担金の見込みが減ったという3月補正後に減ったということで、合わせまして繰出金が1,300万円減っております。

こういったことが、大きなものではないかなというふうに考えております。

○議長（林山 健二議員） よろしゅうございますか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第41号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第42号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第43号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

議案第44号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。



議案第45号、質疑はありませんか。西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） 今の新教育長制度移行に伴う改正ということで、教育委員長が、まあちょっと居なくなって、これは教育長が兼任ということですか。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これは、地教行法の改正になりますんで、教育委員長というそのものがなくなります。（「教育委員会は」と呼ぶ者あり）教育委員会は存続します。（「そうですか」と呼ぶ者あり）はい、同じような合議制で進みます。

○議長（林山 健二議員） 西本議員。

○議員（5番 西本 篤史議員） 学校評議員もないなったんですけども、今回の広域化、学校運営協議会、この委員のほうは報酬はないわけですか。

○議長（林山 健二議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） これは、学校評議員につきましては、報酬はございません。結局、それはまあ、なくしなくてもいいんですけど、ほとんどの市町がなくしてますし、実際的には、もう代表のいわゆる評議員さんじゃなくて、運営協議会のほうになりますんで、これは、いわゆる合議制の団体ということで、ちょっと趣旨が違うといたしますか。

前は、言うのも失礼ですけど、もともとの学校評議員制度は、校長の応援団というような形でございましてね。今度は、いわゆる地域、保護者、まあ先ほどされました、地域総がかりの学校という形で、国の方向性も全く変わってきましたし、今日先ほど御案内さしていただいたような形で動いているということで、いわゆる別な捉え方というふうに考えていただいて、移行したという捉え方ではないように御理解いただきたいと思えます。

○議長（林山 健二議員） よろしゅうございますか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。議案第40号については、議長を除く12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

それでは、決算審査特別委員会を直ちに開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、暫時休憩をします。

午後3時32分休憩

午後3時43分再開

○議長（林山 健二議員） ただいまから休憩を解き、本会議を再開いたします。

先ほど休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長に石田修一議員、副委員長に瀬石公夫議員が選任されましたので、御報告いたします。

次に、議案第41号から議案第45号までの5件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（林山 健二議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。  
本日は、これで散会します。

（ベル）

午後 3 時 4 4 分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 林 山 健 二

署名議員 松 田 規 久 夫

署名議員 清 神 清

議事日程(第2号)

平成28年9月27日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第40号  
平成27年度田布施町歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第3 議案第41号  
平成28年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について (委員長報告)
- 日程第4 議案第42号  
平成28年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について (委員長報告)
- 日程第5 議案第43号  
平成28年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について (委員長報告)
- 日程第6 議案第44号  
平成28年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について (委員長報告)
- 日程第7 議案第45号  
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 (委員長報告)
- 日程第8 田布施町庁舎問題等調査研究特別委員会中間報告
- 日程第9 議案第46号  
教育長の任命について
- 日程第10 議案第47号  
教育委員会委員の任命について
- 日程第11 閉会中の継続審査(付託事件)について
- 日程第12 閉会中の継続調査(特定事件)について
- 日程第13 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第40号  
平成27年度田布施町歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第3 議案第41号  
平成28年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について (委員長報告)

- 日程第4 議案第42号  
平成28年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について  
(委員長報告)
- 日程第5 議案第43号  
平成28年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について  
(委員長報告)
- 日程第6 議案第44号  
平成28年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について  
(委員長報告)
- 日程第7 議案第45号  
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 (委員長報告)
- 日程第8 田布施町庁舎問題等調査研究特別委員会中間報告
- 日程第9 議案第46号  
教育長の任命について
- 日程第10 議案第47号  
教育委員会委員の任命について
- 日程第11 閉会中の継続審査（付託事件）について
- 日程第12 閉会中の継続調査（特定事件）について
- 日程第13 議員派遣について

---

出席議員（12名）

1番	國永美恵子議員	2番	藤山 巖議員
3番	松田規久夫議員	4番	清神 清議員
5番	西本 篤史議員	6番	畠中 孝議員
7番	谷村 善彦議員	8番	河内 賀寿議員
10番	木本 睦博議員	11番	瀬石 公夫議員
12番	石田 修一議員	13番	林山 健二議員

---

欠席議員

9番 高川 喜彦議員

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 哲夫君 書記 松原 唯行君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	長信 正治君	副町長	東 浩二君
教育長	尾崎 龍彦君	総務企画課長	亀田 典志君
税務課長	堀川 誠君	経済課長	向山 智章君
建設課長	鳥上 清史君	建設課技幹	田中 和彦君
町民福祉課長	川添 俊樹君	町民福祉課主幹	向山 幸和君
健康保険課長	吉村 明夫君	会計室長	大島 克己君
学校教育課長	本城 嘉也君	社会教育課長	中田 正美君

---

午前9時00分開議  
(ベル)

○議長（林山 健二議員） これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（林山 健二議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、西本篤史議員、畠中孝議員を指名します。

---

**日程第2. 議案第40号**

**日程第3. 議案第41号**

**日程第4. 議案第42号**

**日程第5. 議案第43号**

**日程第6. 議案第44号**

**日程第7. 議案第45号**

○議長（林山 健二議員） 日程第2、議案第40号平成27年度田布施町歳入歳出決算の認定についてから、日程第7、議案第45号田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例まで6件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（石田 修一議員） おはようございます。

決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る9月13日の本会議において当委員会に付託されました議案第40号について9月15日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして本委員会の報告とします。

○議長（林山 健二議員） 次に、石田総務文教委員長。

○総務文教委員長（石田 修一議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る9月13日の本会議において、当委員会に付託されました議案第41号及び議案第45号の議

案2件について9月23日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。  
議案2件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり全て全会一致で議案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（林山 健二議員） 次に、瀬石経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（瀬石 公夫議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る9月13日の本会議において、当委員会に付託されました議案第42号、議案第43号及び議案第44号の議案3件について9月20日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案3件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（林山 健二議員） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第40号から議案第45号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号平成27年度田布施町歳入歳出決算の認定について採決します。

議案第40号に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立多数です。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第41号平成28年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成28年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についてから、議案第44号平成28年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についてまで3件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第42号から議案第44号までの3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号田布施町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第 8. 田布施町庁舎問題等調査研究特別委員会中間報告

- 議長（林山 健二議員） 日程第 8、田布施町庁舎問題等調査研究特別委員会の中間報告の件を議題とします。

田布施町庁舎問題等調査研究特別委員会から、庁舎問題等に関する調査について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、田布施町庁舎問題等調査研究特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

田布施町庁舎問題等調査研究特別委員会委員長の発言を許します。石田田布施町庁舎問題等調査研究特別委員長。

- 田布施町庁舎問題等調査研究特別委員長（石田 修一議員） 田布施町庁舎問題等調査研究特別委員会の調査及び研究並びに協議をいたしました経緯を中間報告いたします。

去る平成 28 年 6 月 20 日に本特別委員会が設置されて以来、本日まで委員会を 2 回、協議会を 3 回開催し、委員会の進め方や田布施町庁舎耐震補強（案）設計の中間報告などに関して議論を深めてまいりました。

また、その間に阿武町への視察も行い、一例ではありますが庁舎耐震改修について理解への一助とすることができました。

詳細につきましては、お手元に配付しております中間報告書に記載しておりますが、今日まで終始熱心に取り組んでおられている委員の皆さん及び多大な御協力をいただきました町長をはじめ執行部の皆さんに衷心より感謝とお礼を申し上げます。

以上、中間報告といたします。

- 議長（林山 健二議員） ただいまの中間報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、田布施町庁舎問題等調査研究特別委員会の中間報告を終わります。

---

## 日程第 9. 議案第 46 号

### 日程第 10. 議案第 47 号

- 議長（林山 健二議員） 日程第 9、議案第 46 号教育長の任命について及び日程第 10、議案第 47 号教育委員会委員の任命についての 2 件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

- 町長（長信 正治君） それでは、本日提案いたしました追加議案の提案理由を御説明申し上げます。

議案第 46 号は、新教育長の任命についてであります。

昨年 4 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が常勤の特別職として設置されました。この法律により、新教育長の任期は 3 年で、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなりましたが、経過措置として、その法律の施行の際、現に在職する旧教育長については、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとされておりました。

本案は、この経過措置により、なお従前の例により在職している尾崎龍彦旧教育長の任期が本年 9 月 30 日をもって満了することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の



規定に基づき、尾崎龍彦氏を新教育長制度での教育委員会教育長に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

同氏は、平成19年4月から教育委員会委員として勤められ、同時に教育長として活躍されました。人格高潔で、教育行政に関して識見を有し、その業績は極めて高い評価が寄せられるところであり、適任と考えるものであります。

次に、議案第47号は、教育委員会委員の任命についてであります。

本案は、本年9月30日をもって教育委員会委員を退任する高橋邦子氏の後任に、石田清実氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。新教育長制度で初めてとなります。

石田清実氏は3男2女の母親として立派に子育てをされる中、平成23年4月から現在まで城南小学校において、「本の読み聞かせの会」のメンバーとして、またPTAの役員として活躍され、学校及び児童・生徒の教育にも精通されております。人格及び識見にもすぐれておられた方で本町教育委員会として適任と考え、提案するものであります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項により、「委員のうちに保護者であるものが含まれるようにしなければならない。」となっており、これにも該当しております。

以上、提案理由の説明を終わります。

詳細は御質問に応じ、私及び関係参加者から説明をいたしたいと思っておりますので、慎重に御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（林山 健二議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第46号、質疑はありますか。畠中議員。

○議員（6番 畠中 孝議員） この教育委員の推薦に至る経過において、他の候補の推薦等とか、そういったことがあったのか、ないのか。で、なぜ…。

○議長（林山 健二議員） 畠中議員、46は教育長の件ですよ。

○議員（6番 畠中 孝議員） はいはい、御無礼。次にします。47号。

○議長（林山 健二議員） 教育長の件はいいんですか。

○議員（6番 畠中 孝議員） はい。

○議長（林山 健二議員） はい、わかりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号、質疑はありますか。畠中議員。

○議員（6番 畠中 孝議員） この推薦人以外に、複数の候補というものがあったのか、なかったのか。この委員候補の推薦の過程がどうであったのか、その点、詳しいことをわかれば教えてください。

○議長（林山 健二議員） 本城課長。

○学校教育課長（本城 嘉也君） 候補といいますが、各学校の校長先生、去年のですね、教育委員さんが保護者も兼ねるということを、今回、ということがありましたんで、校長先生のほうに委員さんにふさわしい方ということで、何名も挙げていただきました。ただ、卒業される方とか、いろいろな候補が上がってございましたんで、いろいろ教頭先生、校長先生のほうにお話をお聞きしまして、石田清実さんにさせていただいたということです。

○議員（6番 畠中 孝議員） はい、よろしいです。

○議長（林山 健二議員） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第46号及び議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号及び議案第47号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。議案第46号、議案第47号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号教育長の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第46号は同意することに決定しました。

次に、議案第47号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林山 健二議員） 起立全員です。したがって、議案第47号は同意することに決定しました。

---

#### 日程第11. 閉会中の継続審査（付託事件）について

○議長（林山 健二議員） 次に、日程第11、閉会中の継続審査（付託事件）についてを議題とします。

経済厚生委員長より、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、陳情第1号協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### 日程第12. 閉会中の継続調査（特定事件）について

○議長（林山 健二議員） 次に、日程第12、閉会中の継続調査（特定事件）についてを議題とします。

総務文教委員長及び議会広報広聴調査委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第13. 議員派遣について

○議長（林山 健二議員） 日程第13、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第122条の規定により、お手元に配付しました議員派遣についてのとおり議員を派遣したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣をすることに決定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されました。後日日程等の変更がある場合は、変更の決定について、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林山 健二議員） 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は、議長に委任されました。

---

○議長（林山 健二議員） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。

平成28年第3回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時24分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 林 山 健 二

署名議員 西 本 篤 史

署名議員 畠 中 孝